

神奈川県企業庁における
総合評価方式に関する
運用ガイドライン
〔建設工事編〕

令和6年6月
神奈川県企業庁

目 次

1	ガイドラインの意義	1 頁
2	総合評価方式の概要	2 頁
3	総合評価方式の基本的事項	3 頁
	(1) 総合評価方式のタイプ	
	(2) 技術力等の評価	
	(3) 評価項目及び評価点	
	(4) 落札候補者の決定方法	
4	入札契約手続きの流れ	9 頁
5	学識経験者に対する意見聴取	10 頁
	(1) (仮称) 総合評価審査委員会	
6	技術資料の評価方法等	11 頁
	(1) 評価項目の設定	
	(2) 技術資料の提出	
	(3) 技術資料の評価	
	(4) 配置予定技術者の評価期間に休業期間が重複する場合の取扱い	
	(5) 技術資料に係るヒアリングに関する事項	
	(6) 技術資料の内容の履行に関する事項	
7	総合評価方式に係る事項の公表	29 頁
	(1) 入札手続き開始時における明示	
	(2) 落札者決定時における明示	
	(3) 落札者以外の入札参加者の「技術評価点」及び「評価値」について	
	(4) 技術提案等の取扱い上の留意点	
	<参考資料>	31 頁
	・ 技術資料提出様式一覧	
	・ 技術資料の提出について	
	・ 共同企業体の取扱い	
	・ 配置予定技術者の評価期間に休業期間が重複する場合の取扱い	
	・ 契約内容の履行に関する調査様式	
	・ 総合評価方式に係る特記仕様書	
	・ 神奈川県企業庁建設工事に係る「総合評価方式」実施要領	

1 ガイドラインの意義

「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年4月施行、令和元年6月改正）」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成17年8月閣議決定、令和元年10月一部変更）」を踏まえ、全国的に総合評価方式による入札制度の導入が推進されている中、神奈川県企業庁においても、当該工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することにより、工事目的物の性能の向上・長寿命化、維持管理費の縮減、環境配慮の向上等が図られる工事を対象として、平成19年度から入札制度「かながわ方式」と併せ、総合評価方式を行い、“公共工事の品質確保”、“建設業者の健全育成”の一層の充実に取り組んでいる。

総合評価方式は、従来の価格競争による落札方式と異なり、「価格」以外の要素として、技術提案や施工実績等による「企業の技術力」を総合的に評価して落札者を決定する方式であることから、落札者決定の方法、評価項目等について、予め入札参加者に周知する必要がある。

このガイドラインは、神奈川県企業庁において、建設工事における総合評価方式の実施にあたっての基本的事項を解説したものであり、平成21年6月の策定以来、総合評価方式をより効率的かつ円滑に実施することを目的に、これまでの実績を反映させた改定を行ってきたものである。

2 総合評価方式の概要

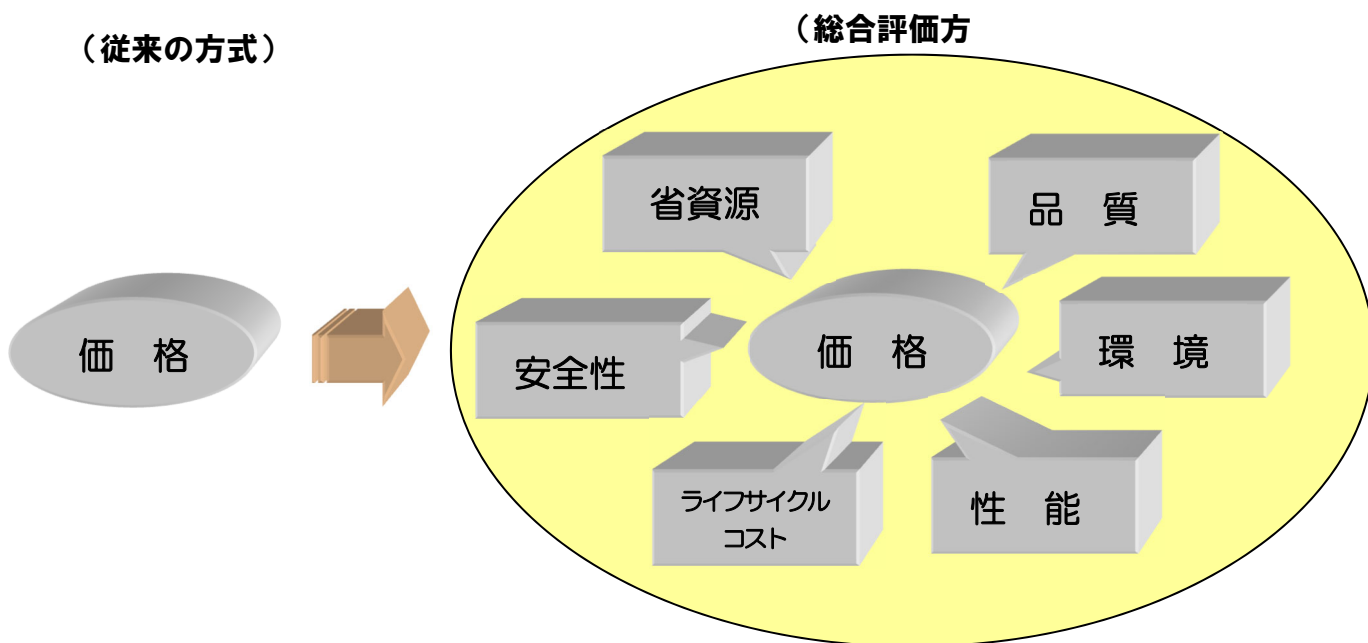
近年における我が国の厳しい財政状況を背景に、公共事業が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等、公共工事の品質低下が懸念されている。

このような背景のもと、公共工事の品質の確保や向上を目的とした「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年4月に施行された（令和元年6月改正）。この法律では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないとされている。

また、平成17年8月に閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（令和元10月一部変更）」の中で、公共工事の品質確保を図るためには、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることも重要であり、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、その場合の落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とするのが基本となるとされている。

総合評価方式は、「入札価格」の他に「価格以外の技術的要素」を評価の対象に加え、数値化した「評価値」の最も高い者を落札者とするもので、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示した施工業者を選定するものである。ここでいう「価格以外の技術的要素」とは、工事目的物の性能・機能の向上、施工方法の工夫などの技術提案や同種工事の施工実績等が該当する。

総合評価方式を適用していくことにより、工事の施工に必要な優れた技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の一層の向上が図れることになる。また、企業の技術力の競争がモチベーションの向上に繋がり、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されることも期待できる。

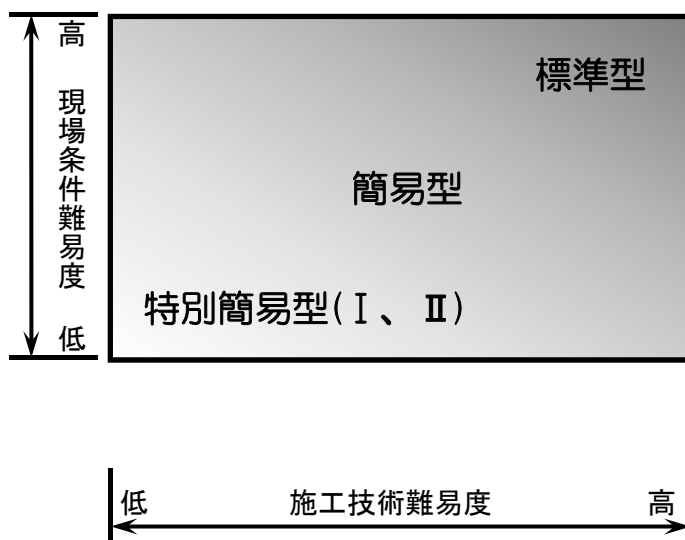


3 総合評価方式の基本的事項

神奈川県企業庁における総合評価方式は、工事品質の一層の向上が図られる工事を対象として、入札制度「かながわ方式」のもとに実施していくこととする。

(1) 総合評価方式のタイプ

適用する工事の特性や難易度に応じて、「標準型」、「簡易型」及び「特別簡易型（Ⅰ）（Ⅱ）」の中から当該工事に適したタイプを選択する。



「施工技術難易度」：重要構造物や特殊な技術を用いる等、施工技術の難易度
 「現場条件難易度」：安全対策や工程管理、地域への配慮等、現場条件の難易度

施工技術難易度・現場条件難易度と総合評価方式のタイプとの基本的関係

ア 標準型

構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求め、民間企業の優れた技術力を活用することにより、工事の品質をより高めることを期待する工事で、施工技術難易度や現場条件難易度が特に高く、発注者が技術提案を求めたい場合に適用するタイプ。

技術資料として、「総合的なコストの縮減」、「工事目的物の性能・機能の向上」、「社会的要請への対応」から原則1つ選択するとともに「CO₂排出削減（平成23年度から休止中）」について、技術提案及び技術提案に係る施工計画を求める。

また、必要に応じ、企業や配置予定技術者の技術的能力、企業の社会性・信頼性及び地域特有の課題(施策)への取組に関する資料を求める。

イ 簡易型

当該工事の施工に必要な、適切かつ確実な施工能力をもつ企業に施工させることにより、工事の品質をより高めることを期待する工事で、施工技術難易度や現場条件難易度が高く、発注者が施工計画に係る技術的所見を求めたい場合に適用するタイプ。

技術資料として、「工事目的物や材料等の品質管理」、「施工上の課題」、「安全対策」、「工程管理」から原則1つを選択するとともに、「工事中のCO₂排出削減（平成23年度から休止中）」について、簡易な施工計画の技術的所見を求めるほか、企業や配置

(3) 評価項目及び評価点

評価種別	評価項目	標準型		簡易型		特別簡易型(I)		特別簡易型(II)								
		適用	評定点	適用	評定点	適用	評定点	適用	評定点							
企業 の 技 術 力	技術提案 及び 技術提案に 係る施工計画	総合的なコストの削減に関する技術提案	必須 ※1	15	/	/	/	/	/							
		工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案														
		社会的要請への対応に関する技術提案														
		CO ₂ 排出削減に関する技術提案[定量的内容]	休止中	—												
	簡易な施工計画 の技術的所見	工事目的物や材料等の品質管理に係る技術的所見	/	/						/	必須 ※1	10	/	/		
		施工上の課題に対する技術的所見														
		施工上配慮すべき安全対策に係る技術的所見														
		工程管理に係る技術的所見														
		工事中のCO ₂ 排出削減に係る技術的所見[定性的内容]									休止中	—				
	企業の 技術的能力	①過去の同種工事の施工実績	選択	1						必須	1	必須	1	/		
		②過去3年間の工事成績評定点の平均点	選択	2						必須	2	必須	2		必須	2
		③優良工事表彰等の受賞実績	選択	1.5						必須	1.5	必須	1.5		/	
		④地域精通度	選択	1						必須	1	必須	1			
		⑤ISO9001の認証取得	選択	0.5						必須	0.5	必須	0.5			
		⑥ISO14001の認証取得	選択	0.5						必須	0.5	必須	0.5			
	配置予定技術者 の技術的能力	⑦過去の同種工事の施工実績	選択	2						必須	2	必須	2	必須	1	
⑧過去3年間の工事成績評定点実績		選択	2	必須	2	必須	2	必須	1							
⑨取得資格		選択	1	必須	1	必須	1	必須	1							
⑩継続教育(CPD)実績		選択	0.5	選択	0.5	選択	0.5	/								
⑪若手技術者の育成実績		選択	1	必須	1	必須	1									
企業の 社会性・信頼性	⑫災害時等の地域貢献	選択	1	必須	1	必須	1	必須	1							
	⑬建設業労働災害防止協会への加入	選択	0.5	必須	0.5	必須	0.5	/								
	⑭登録基幹技能者の配置	選択	1	選択	1	選択	1									
	⑮新卒者(技術職)の雇用実績	選択	1	選択	1	選択	1									
	⑯建設キャリアアップシステムの事業者登録【試行】	選択	1	選択	1	選択	1									
地域特有の課題 (施策)への取組	⑰	自由設定項目-1※2	選択	1~2	選択	1~2	選択	1~2	/							
		自由設定項目-2	選択	1	選択	1	選択	1								
		自由設定項目-3	選択	1	選択	1	選択	1								
評価点計			15~ 35.5		24~ 30.5		14~ 20.5		6							

※1 原則1評価項目を選択する。

※2 「地域特有の課題(施策)への取組」の「自由設定項目」を1項目のみ設定する場合は、2点配点することができる。

(4) 落札候補者の決定方法

総合評価の方法は、標準点[100点]と技術力等の評価に基づく加算点〔評価点計〕の合計である技術評価点を入札価格（税抜き）で除して得た評価値をもって行う「除算方式」とし、次の評価値算出方法による。なお、入札価格が品質確保保証価格^{※1}未満の場合は、入札価格を品質確保保証価格に置き換えて、評価値を算出する。

落札候補者の決定にあたっては、入札価格が有効な範囲内（予定価格以下、失格基準価格^{※2}以上）で、「技術力等の評価」において失格とならなかった者（失格については、13頁参照）のうちから、評価値が最も高い者が落札候補者となる。

なお、技術資料の審査の結果、評価値の最も高い者が複数存在する場合は、「くじ引き」を実施し、落札候補者を決定する。

但し、評価値の最も高い者の入札価格が品質確保保証価格に99%を乗じて得た金額（1円未満は切り捨てる。）未満から失格基準価格以上の範囲にある場合には、その入札を行った者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを具体的に判断するため、「契約内容の履行に関する調査」を行い、調査の結果、その入札価格によって契約内容に適合した履行がされると確認できた場合は落札候補者となるが、契約金額は、評価値算出に使用した品質確保保証価格ではなく、その者の入札価格（入札書に記載された金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額とする。

ア 評価値算出方法

評価値の算出は、判定を容易にするため、100万を乗じた値とする。

(7) 入札価格 ≥ 品質確保保証価格の場合

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times 1,000,000 \\ &= \frac{\text{標準点}[100点] + \text{加算点}[\text{評価点計}]}{\text{入札価格}} \times 1,000,000 \end{aligned}$$

(イ) 品質確保保証価格 > 入札価格 ≥ 失格基準価格の場合

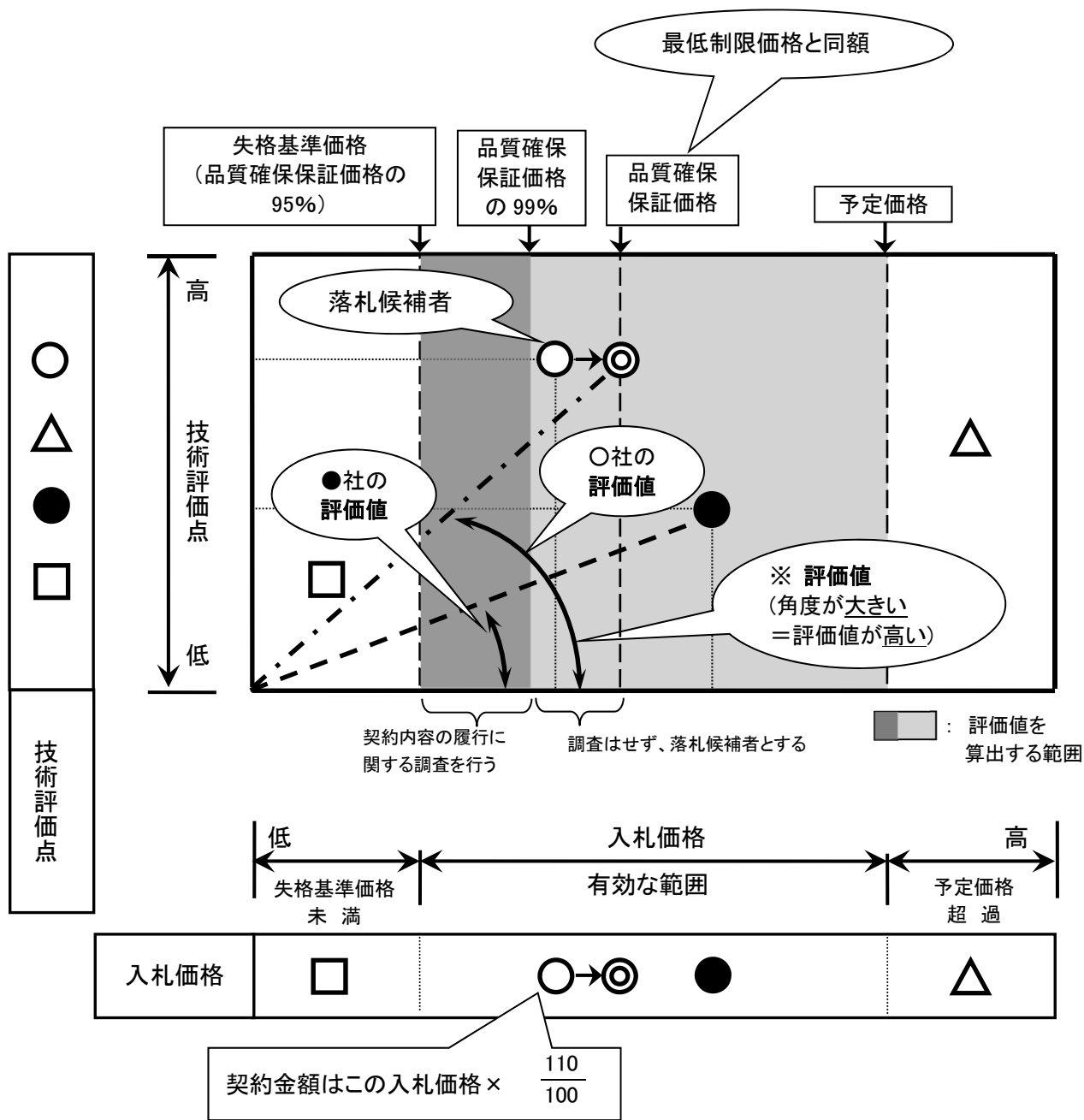
$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \frac{\text{技術評価点}}{\text{品質確保保証価格}} \times 1,000,000 \\ &= \frac{\text{標準点}[100点] + \text{加算点}[\text{評価点計}]}{\text{品質確保保証価格}} \times 1,000,000 \end{aligned}$$

※1 予定価格（税抜き）に品質確保保証価格率（「最低制限価格率（%）算出の具体式^{※3}」と同じ式を用いて算出し、率は小数点以下第1位を切り上げて整数とする。）（%）を乗じて得た金額（但し、1円未満切り捨てる。）とする。

※2 品質確保保証価格（税抜き）に95%を乗じて得た金額（但し、1円未満は切り捨てる。）とする。

※3 (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12739.html>)

落札候補者決定の考え方



○社：品質確保保証価格未滿であるため、入札価格を品質確保保証価格に置き換えて(◎)として評価値を算出する。その結果、評価値が最も高くなるため、落札候補者となる。ただし、契約金額は○の入札価格に消費税相当額を加算した額となる。

●社：○社より評価値が低く、落札候補者とならない。

△社：入札価格が予定価格を超過しており、有効な範囲から外れたため、評価値の算出は行わない。

□社：入札価格が失格基準価格未滿であり、有効な範囲から外れたため、評価値の算出は行わない。

イ 契約内容の履行に関する調査

次の資料提出を求め、記載内容について事情聴取を行う。なお、資料提出に代えて「契約内容の履行に関する調査資料等の提出に代わる申出書（様式－４）」を提出することができるが、その場合は、その者の入札を無効とする。

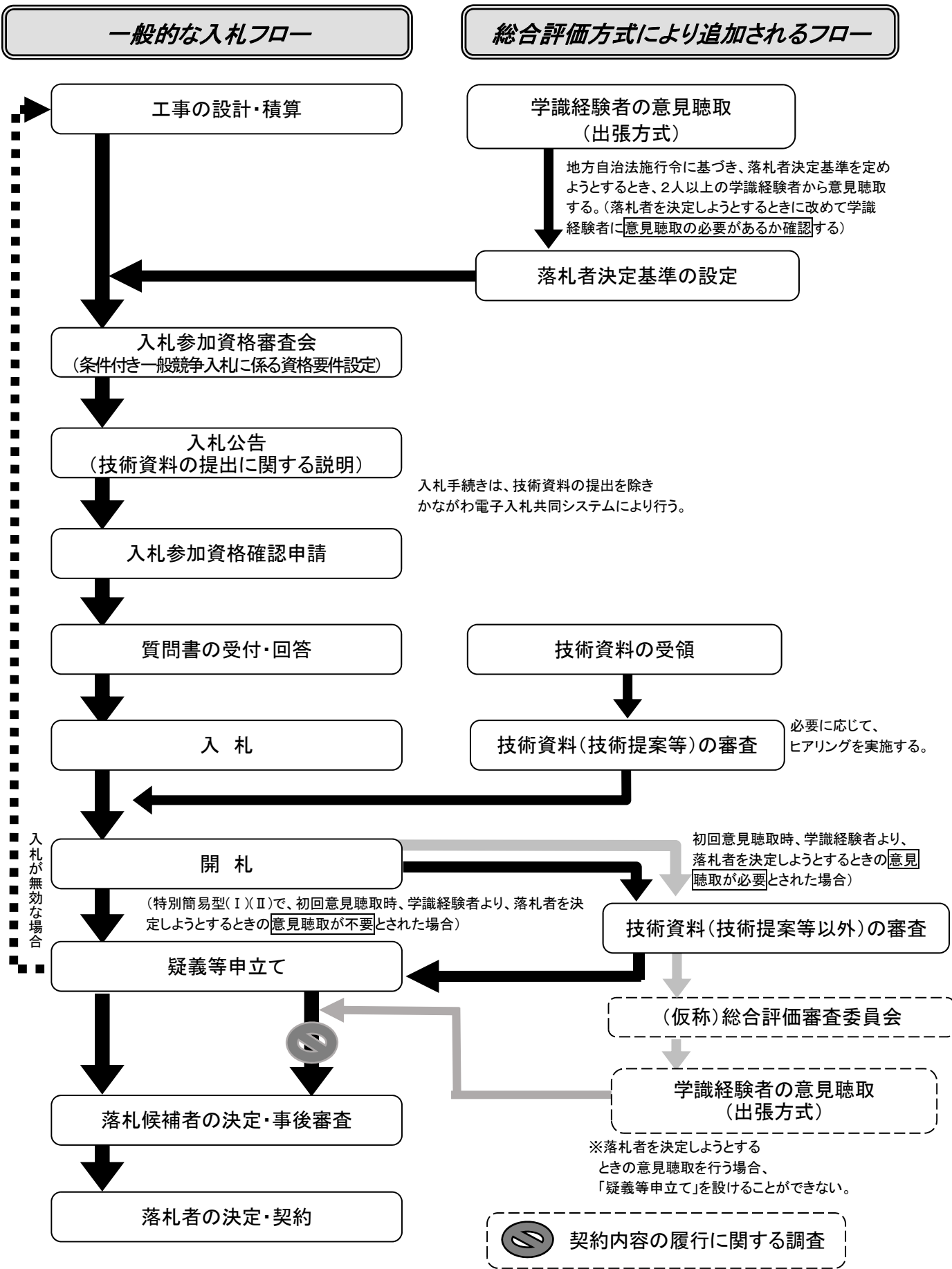
- (ア) 当該入札価格で施工可能な理由（様式－１）
- (イ) 品質確保の体制に関する事項（品質管理計画書）（様式－２）
- (ウ) 安全衛生管理の体制に関する事項（点検計画）（様式－３）
- (エ) その他必要に応じて発注所属長が定める事項
- ※ 必要に応じて、提出様式の記載内容の根拠資料を添付すること。

資料提出の期限は、その入札を行った者に対して調査実施の通知をした日の翌日から起算して３日以内（土曜日・日曜日・祝日・「山の日」からお盆期間（８月１１日から８月１６日まで）・年末年始（１２月２９日から１月３日まで）を除く。（以下「閉庁日等を除く。」という。))とする。

事情聴取の実施は、資料受領日の翌日から起算して５日以内（閉庁日等を除く。）に行うことを原則とし、配置予定技術者を含めた資料内容を説明できる者の出席を求めるものとする。なお、事情聴取の際は、提出された資料の記載内容について、その根拠資料の提示を求めることがある。

4 入札契約手続きの流れ

総合評価方式による入札執行の手続きについては、次により行う。



5 学識経験者に対する意見聴取

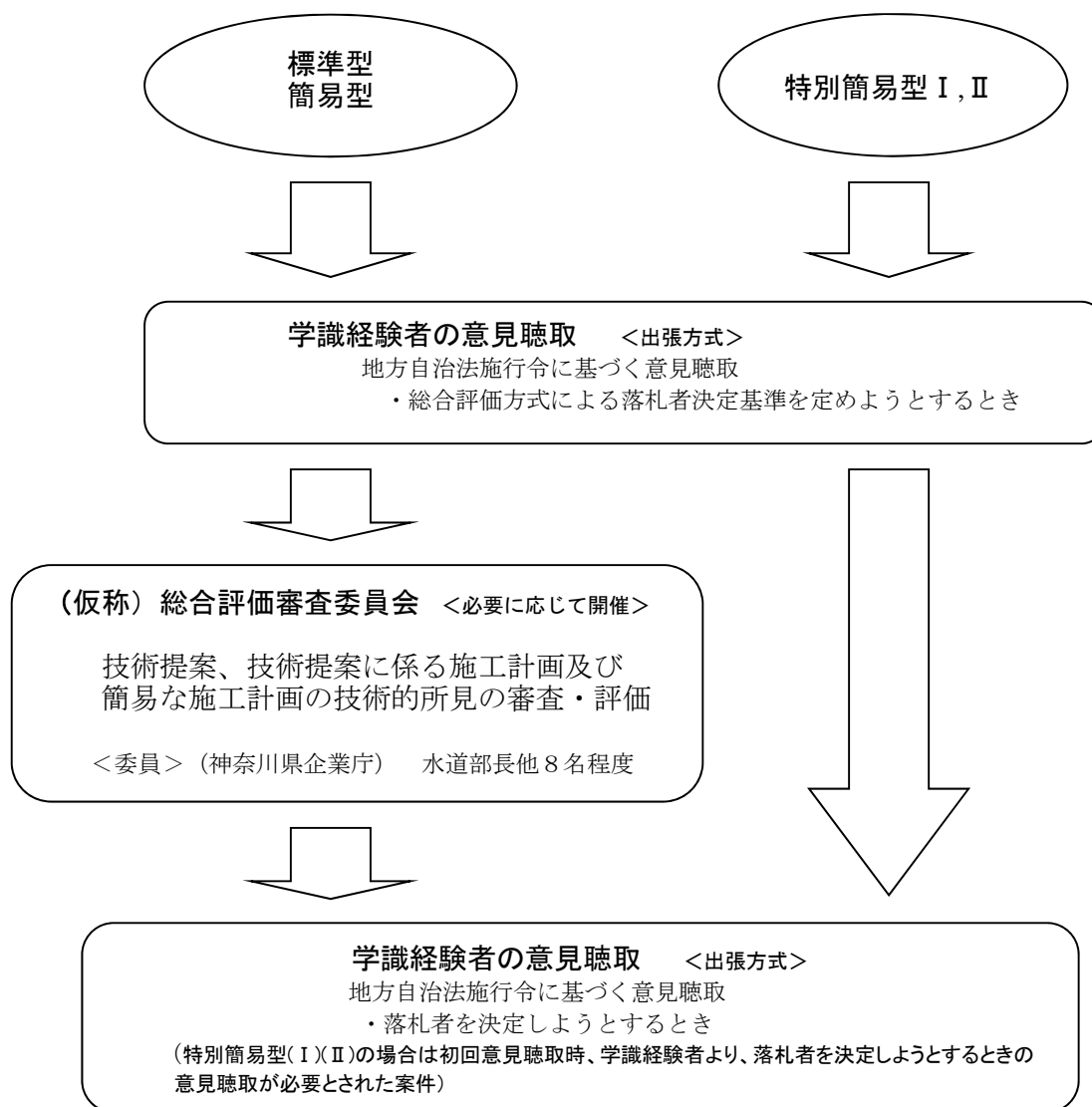
落札者決定基準を定めようとするときは、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、あらかじめ二人以上の学識経験者の意見を聴くこととされている。また、落札者を決定するときに改めて意見聴取の必要があるとされた場合には、改めて意見を聴くこととされている。（地方自治法施行令第167条の10の2、地方自治法施行規則第12条の4）

神奈川県企業庁では、土木工事、水道工事及び電気・機械工事と多業種に渡っているため、個別の案件で専門業種の学識経験者の意見を聴く必要がある。

このため、学識経験者の意見を聴く場として、委員会を設置したうえで定期的に意見聴取会を開催する方式ではなく、個別の案件ごとに専門業種の学識経験者に出張する方式で、意見聴取を行う。

(1) (仮称) 総合評価審査委員会

技術提案、技術提案に係る施工計画及び簡易な施工計画の技術的所見の審査・評価については、水道部長のほか約8人によって構成された(仮称)総合評価審査委員会において、学識経験者の意見聴取の前に行う。



6 技術資料の評価方法等

(1) 評価項目の設定

総合評価方式のタイプ（標準型・簡易型・特別簡易型（Ⅰ）・特別簡易型（Ⅱ））ごとに設定された必須の評価項目のほか、工事の特性等を踏まえて評価項目を選択し、求める具体的な提案や施工計画の内容を設定する。

ア 標準型における評価項目

標準型においては、「総合的なコストの縮減に関する技術提案」「工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案」「社会的要請への対応に関する技術提案」から原則1つ選択する。なお、「CO₂排出削減に関する技術提案〔定量的内容〕（平成23年度から休止中）」は評価項目としない。

また、必要に応じ、企業や配置予定技術者の技術的能力、企業の社会性・信頼性及び地域特有の課題(施策)への取組に関する評価項目を選択する。

イ 簡易型における評価項目

簡易型においては、企業の技術力及び社会性・信頼性を評価するため、企業及び配置予定技術者の過去の施工実績や工事成績並びに、災害時の地域貢献等の客観的基準に基づく評価項目を必須とし、必要に応じ「登録基幹技能者の配置」及び「地域特有の課題(施策)への取組」を選択する。

加えて、「工事目的物や材料等の品質管理に係る技術的所見」、「施工上の課題に対する技術的所見」、「施工上配慮すべき安全対策に係る技術的所見」、「工程管理に係る技術的所見」から原則1つ選択する。なお、「工事中のCO₂排出削減に係る技術的所見〔定性的内容〕（平成23年度から休止中）」は評価項目としない。

ウ 特別簡易型（Ⅰ）における評価項目

特別簡易型（Ⅰ）においては、企業の技術力及び社会性・信頼性を評価するため、企業及び配置予定技術者の過去の施工実績や工事成績並びに、災害時の地域貢献等の客観的基準に基づく評価項目を必須とし、必要に応じ「登録基幹技能者の配置」及び「地域特有の課題(施策)への取組み」を選択する。

エ 特別簡易型（Ⅱ）における評価項目

特別簡易型（Ⅱ）においては、企業の技術力を評価するため、企業及び配置予定技術者の過去の工事成績及び配置予定技術者の過去の施工実績等の客観的基準に基づく評価項目を必須とする。また、社会性・信頼性を評価するため、「災害時等の地域貢献」を必須とする。

(2) 技術資料の提出

設定した評価項目に応じ、入札参加者に対して技術資料の提出を求めることとする。

ア 提出を求める技術資料

【標準型】

- (ア) 自己評価点申請書（技術資料表紙）
- (イ) 配置予定技術者一覧
- (ウ) 技術提案及び技術提案に係る施工計画（様式－1 a）又は（様式－1 a Ⅱ）
 - ・総合的なコストの縮減に関する技術提案
 - ・工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案
 - ・社会的要請への対応に関する技術提案

- (イ) その他、「企業の技術的能力」、「配置予定技術者の技術的能力」、「企業の社会性・信頼性」、「地域特有の課題(施策)への取組」を選択し、評価する場合は【簡易型・特別簡易型(Ⅰ)・(Ⅱ)】で求める技術資料と同様とする。

【簡易型・特別簡易型(Ⅰ)・(Ⅱ)】

- (ア) 自己評価点申請書(技術資料表紙)
 - (イ) 配置予定技術者一覧
 - (ウ) 簡易な施工計画の技術的所見(様式-1b)・・・簡易型のみ
 - ・工事目的物や材料等の品質管理に係る技術的所見
 - ・施工上の課題に対する技術的所見
 - ・施工上配慮すべき安全対策に係る技術的所見
 - ・工程管理に係る技術的所見
 - (エ) 企業の技術的能力(様式-2a)及び添付資料
 - ・過去の同種工事の施工実績・・・※1
 - ・過去3年間の工事成績評定点の平均点
 - ・優良工事等表彰等の受賞実績・・・※1
 - ・地域精通度・・・※1
 - ・ISO9001の認証取得・・・※1
 - ・ISO14001の認証取得・・・※1
 - (オ) 工事成績の実績表(様式-2b) ※工事成績評定点の平均点を算出するための実績表
 - (カ) 配置予定技術者の技術的能力(様式-3)及び添付資料
 - ・過去の同種工事の施工実績
 - ・過去3年間の工事成績評定実績
 - ・取得資格
 - ・継続教育(CPD)実績・・・※1
 - ・若手の技術者育成実績・・・※1
 - (キ) 企業の社会性・信頼性(様式-4)及び添付資料
 - ・災害時等の地域貢献
 - ・建設業労働災害防止協会への加入・・・※1
 - ・登録基幹技能者の配置・・・※1
 - ・新卒者(技術職)の雇用実績・・・※1
 - ・建設キャリアアップシステムの事業者登録【試行】・・・※1
 - (ク) 地域特有の課題(施策)への取組み(様式-5)及び添付資料・・・※1
- ※1は特別簡易型(Ⅱ)の適用はしない。

イ 技術資料を求めるときの留意事項

技術資料は、原則として紙媒体による提出を求める。

なお、様式-1a、1aⅡ、1bについては、記載内容を記録した電子媒体の提出も併せて求める。必要な場合は、様式-2a、2b、3、4、5についても電子媒体による提出を求めることができることとする。

また、提出された技術資料の記載内容の変更は認めない。

(3) 技術資料の評価

提出された技術資料の評価は、14～26 頁に示す評価基準及び評価点に基づき評価するが、記載内容に明らかな誤りがある評価項目は加点しないものとする。

なお、自己評価点申請書（技術資料表紙）を提出しなかった者の評価点は0点とし、配置予定技術者一覧や各提出様式を提出しなかった者のその様式に係る評価点は0点とする。添付資料に不備がある場合は、その評価項目を0点とする。

また、技術資料を全く提出しなかった者は失格とする。

標準型及び簡易型の技術提案等においては、以下に示す場合も失格とする。

- (ア) 評価項目に対応した内容の記載が全く無い場合
- (イ) 誹謗中傷、各種法令違反、事実と反する虚偽の記載がある場合
- (ウ) 自社の名称、過去に施工した工事名や工事場所等、自社を特定できる記載がある場合

さらに、標準型及び簡易型の技術提案等は、14～16 頁に示す評価基準に加えて、提出様式に記載する各注意事項等（フォント、文字数ほかを規定）により評価する。

<技術資料の評価手順>

- ① 技術提案に係る評価項目（標準型の「技術提案及び技術提案に係る施工計画」と簡易型の「簡易な施工計画の技術的所見」）は、開札前に、入札参加者全員について、「評価基準」に基づき評価点を算出する。
- ② 開札後に、①の評価点と「自己評価点申請書」による自己評価点の合算点を用いて評価値の算出を行う。
- ③ 評価値の最も高い者から順に、提出された技術資料について「評価基準」に基づき評価を行い、評価値の最も高い者が特定された時点で、その者を落札候補者に確定し、そのほかの自己評価点が低い者の技術資料については、評価を行わない。

なお、評価項目の評価点は、自己評価点の根拠（提出様式及び添付資料）の確認の可否に応じて、次のとおりとする。

- (ア) 自己評価点の根拠が、提出様式及び添付資料から確認できない場合は、その評価項目の評価点は0点とする。
- (イ) 提出様式及び添付資料から確認できる場合であっても、自己評価点が本来得られる点より高い場合は、その評価項目の評価点は0点とする。
- (ウ) 提出様式及び添付資料から確認できる場合であっても、自己評価点が本来得られる点より低い場合は、その評価項目の評価点は、自己評価点どおりとする。

ア 技術提案及び技術提案に係る施工計画〔評価点：15点〕

当該工事の特性を踏まえ、3つの評価項目から原則1つ選択し、個別案件ごとに評価項目の詳細事項を設定する。また、評価にあたっては、以下に示す「提案数評価」とするか、「優良可評価」とするかを選択する。

評価項目	評価基準	評価点
総合的なコストの縮減に関する技術提案	総合的なコストの縮減に関する具体的で優れた技術提案内容であり、現地の環境条件（地形・地質、環境、地域特性等）を踏まえた実現性のある施工計画の記載について評価する。	15 （原則 1 評価項目 選択）
工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案	工事目的物の性能・機能の向上に関する具体的で優れた技術提案内容であり、現地の環境条件（地形・地質、環境、地域特性等）を踏まえた実現性のある施工計画の記載について評価する。	
社会的要請への対応に関する技術提案	社会的要請への対応に関する具体的で優れた技術提案内容であり、現地の環境条件（地形・地質、環境、地域特性等）を踏まえた実現性のある施工計画の記載について評価する。	

〈評価点の考え方について〉

（提案数評価の場合）

- ① 評価項目の詳細事項に対応した適切な内容の記載がある場合、基礎点として3点※を加点する。
- ② 現場施工に不向きな記載がある場合、提案1つあたり1点を減点する。
（①から減点し、減点の上限を3点とする。）
- ③ 具体的工夫のある提案1つあたり1点を加点し、最大12点まで加点する。
- ④ 具体的工夫のある提案数が12を超える企業がある場合、提案が最も多い企業を12点とし、以下比例配分した点数を加点する。
- ⑤ ①～③又は①②④の合計を評価点とし、最大15点とする。

$$\text{評価点} = (3 - \text{不向きな記載による減点}) + 12 \times \frac{\text{具体的工夫のある提案の}}{\text{具体的工夫のある提案の最大値}} \\ (\text{提案数が12以下の場合、12})$$

※ 評価項目を複数選択した場合は、各々の評価項目の詳細事項に対応した適切な内容の記載がある場合に、基礎点として、3点加点することとする。

（優良可評価の場合）

原則、1つの評価項目について、3つの詳細事項を設定し、1つの詳細事項毎に技術提案を求める。提出された技術提案について、詳細事項毎に評価指標により、優、良又は可を判定し、判定結果に応じて評価点を付与する。

（5点×3詳細事項＝最大15点）

【評価指標】

① 優 【5点】

提案内容の具体性が示され、かつ大きな効果が期待できる内容のもので、設計図書の条件に対して合理的で定量的な根拠や検討結果が十分に示されており、その内容が優れているもの。

② 良 【2.5点】

提案内容の具体性が示され、かつ効果が期待できる内容のもので、設計図書の条件に対して合理的で定量的な根拠や検討結果が示されているもの。

③ 可 【0点】

「優」及び「良」以外の内容のもので、設計図書の条件と同等のもので、提案による施工を認めるもの。

イ 簡易な施工計画の技術的所見〔評価点：10点〕

当該工事の特性を踏まえ、4つの評価項目から原則1つ選択し、個別案件ごとに評価項目の詳細事項を設定する。

評価項目	評価基準	評価点
工事目的物や材料等の品質管理に係る技術的所見	工事目的物や材料等の品質の確認方法、管理方法等が現場条件を踏まえて適切であり、具体的な優れた工夫の記載について評価する。	10 〔原則 1 評価項目 選択〕
施工上の課題に対する技術的所見	課題への対処について、現場条件を踏まえて適切であり、具体的な優れた工夫の記載について評価する。	
施工上配慮すべき安全対策に係る技術的所見	施工上配慮すべき安全対策等について、現場条件を踏まえて適切であり、具体的な優れた工夫の記載について評価する。	
工程管理に係る技術的所見	工事の実施手順を含め、工程管理が適切であり、現場条件を踏まえて適切であり、具体的な優れた工夫の記載について評価する。	

〈評価点の考え方について〉

- ① 評価項目の詳細事項に対応した適切な内容の記載がある場合、基礎点として2点※を加点する。
- ② 現場施工に不向きな記載がある場合、所見1つあたり1点を減点する。
(①から減点し、減点の上限を2点とする。)
- ③ 具体的工夫のある所見1つあたり1点を加点し、最大8点まで加点する。
- ④ 具体的工夫のある所見数が8を超える企業がある場合、所見が最も多い企業を8点とし、以下比例配分した点数を加点する。
- ⑤ ①～③又は①②④の合計を評価点とし、最大10点とする。

$$\text{評価点} = (2 - \text{不向きな記載による減点}) + 8 \times \frac{\text{具体的工夫のある所見の数}}{\text{具体的工夫のある所見の最大値}} \\ (\text{所見数が8以下の場合は、8})$$

※ 評価項目を複数選択した場合は、各々の評価項目の詳細事項に対応した適切な内容の記載がある場合に、基礎点として、2点加点することとする。

ウ 企業の技術的能力〔評価点計：－2～6.5点〕

評価項目	適用	評価基準	評価点
①過去の同種工事の施工実績	必須	あり	1
		なし	0
②過去3年間の 工事成績評定点の平均点	必須	80点以上	2
		75点以上80点未満	1
		65点以上75点未満 又は対象工事無し	0
		55点以上65点未満	－1
		55点未満	－2
③優良工事等表彰等の受賞実績	必須	過去3年間に同じ工事分野で実績あり	1.5
		過去3年間に異なる工事分野で実績あり	1
		過去10～4年間に同じ工事分野で実績あり	1
		過去10～4年間に異なる工事分野で実績あり	0.5
		なし	0
④地域精通度	必須	あり	1
		なし	0
⑤ISO9001の認証取得	必須	あり	0.5
		なし	0
⑥ISO14001の認証取得	必須	あり	0.5
		なし	0

(7) 評価項目①：過去の同種工事の施工実績

過去3～10年間（年度）に完成し、引渡しを終了した都道府県、市町村、特別区（東京23区）、国及び公団等（国土交通省令で定める法人）の発注工事のうち、請負金額（最終）が500万円以上で、元請負者として受注した、案件ごとに設定する同種工事の施工実績の有無について評価する。

なお、同種工事の設定にあたっては、当該工事の内容・規模・難易度等を勘案し、個別の案件ごとに設定する。

同種工事实績の確認は、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下「コリンズ」という。）における竣工登録を経て発行された「登録内容確認書（技術データ含む）」（以下「コリンズデータ」という。）の写しで行うこととする。但し、コリンズデータの写しで行えない時は、契約書、図面及び数量総括表等の写しが添付されている場合に限り、これらで行うことができるものとする。

＜参考＞公団等

建設業法施行規則

（令第四十四条の法人）

第十八条 令第四十四条の国土交通省令で定める法人は、公益財団法人 J K A、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、首都高速道路株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、地方競馬全国協会、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、東京地下鉄株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農業者年金基金、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条第一項に規定する会社及び同条第二項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社とする。

(イ) 評価項目②：過去3年間の工事成績評定点の平均点

過去3年間（年度）に完成し、引渡しを終了した神奈川県企業庁発注工事のうち、請負金額（最終）が500万円以上で元請負者として受注した工事の入札説明書で指定された工種が、今回総合評価方式により発注する工事指定した工種と同じ工事全てを対象として、その工事成績評定点の平均点（小数点以下を切り捨て、整数止め）で評価する。但し、対象となる工事が無い場合は、加減点を行わない。

なお、出来形検査や部分指定に係る完成検査及び中間（全体）技術検査における工事成績評定点は対象としない。

また、令和6年度の評価対象工事は次のとおりとする。

（公告日が令和6年4月1日から令和6年6月30日の場合）

令和2年度から令和4年度までに完成し、引渡しを終了した工事

（公告日が令和6年7月1日から令和7年3月31日の場合）

令和3年度から令和5年度までに完成し、引渡しを終了した工事

- ※1 評価点は、提出様式に記載する工事成績評定点の点数に誤りがある場合や、工事成績評定点が記載されていても対象工事を特定できない場合、該当する工事案件の記載漏れがある場合、該当しない工事案件の記載がある場合は、いずれも0点とする。但し、入札参加者の実際の平均点が65点未満となる場合は、評価基準に基づき減点する。
- ※2 登録業種については、工事成績評定通知書の「6 競争参加資格で指定された登録業種」欄で確認する。

第2号様式

年 月 日

(受注者) 様

(発注者) 印

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、神奈川県請負工事成績評定要領に基づき評定した結果を次のとおり通知します。
 なお、評定の結果に疑問があるときは、(発注者) に対してその疑問の旨を付して、この通知書を受領した日から起算して14日以内に書面により説明を求めることができます。疑問の旨に対する説明は、書面により行います。
 説明を求める場合の手続き等については、下記までお問い合わせ下さい。

記

1 工 事 名

2 工 事 箇 所

3 工 期 平成 年 月 日～平成 年 月 日

4 検査年月日 平成 年 月 日

5 評 定 点 点

6 競争参加資格で指定された登録業種

7 手続き等の問い合わせ先

(住 所)
(事務担当課名)
(電話番号)

第3号様式

事務所名： 検査番号

受注者名：

項目別評定点

評価項目	細 別	評定点 / (標準点) / 満点
1. 施工体制	I 施工体制一般	/ (2.9) / 3.3
	II 配置技術者	/ (2.9) / 4.1
2. 施工状況	I 施工管理	/ (9.4) / 13.0
	II 工程管理	/ (6.1) / 8.1
	III 安全対策	/ (6.2) / 8.8
	IV 対外関係	/ (2.9) / 3.7
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形	/ (9.3) / 14.9
	II 品質	/ (9.4) / 17.4
	III 出来ばえ	/ (6.5) / 8.5
4. 工事特性 (加点のみ)	I 施工条件等への対応	/ (3.3) / 7.3
5. 創意工夫 (加点のみ)	I 創意工夫	/ (2.9) / 5.7
6. 社会性等 (加点のみ)	I 地域への貢献等	/ (3.2) / 5.2
評定点計		/ (65.0) / 100.0
7. 法令遵守等 (減点のみ)		
評定点合計		/ (65点) / 100点

(工事成績評定通知書)

(ウ) 評価項目③：優良工事等表彰等の受賞実績

過去10年間(年度)における「神奈川県優良工事等表彰」又は「神奈川県企業庁優良工事等局長表彰」の受賞実績の有無について評価する。

「過去3年間」と「過去10～4年間」を区分し、かつ案件ごとに設定する工事分野と同じ分野か異なる分野かに区分して評価するとし、工事分野は4区分(土木、建築、設備等、水道)とする。

(I) 評価項目④：地域精通度

過去5年間(年度)、案件ごとに設定する地域(発注所属管内、若しくは市町村内、神奈川県内等)において、建設業法に基づく主たる営業所が所在している者(当該工事の入札公告日においても、引き続き同所に営業所が所在している者に限る。)を評価する。

所在の確認は、建設業の許可証等の写しで行う。

(オ) 評価項目⑤：IS09001の認証取得

入札公告日時点における建設工事に関する「IS09001」の認証取得の有無について評価する。

取得の確認は、登録証の写しで行う。なお、取得が本店等で一括して行われている営業所等の確認は、登録証に対象組織として含まれていることを示す資料の写しで行う。

(カ) 評価項目⑥：IS014001の認証取得

入札公告日時点における環境マネジメントの「IS014001」の認証取得の有無について評価する。

取得の確認は、登録証の写しで行う。なお、取得が本店等で一括して行われている営業所等の確認は、登録証に対象組織として含まれていることを示す資料の写しで行う。

エ 配置予定技術者の技術的能力〔評価点計：0～6.5点〕

評価項目	適用	評価基準	評価点
⑦ 過去の同種工事の施工実績	必須	あり	1、2
		なし	0
⑧ 過去3年間の 工事成績評定点実績	必須	あり	1、2
		なし	0
⑨ 取得資格	必須	あり	1
		なし	0
⑩ 継続教育（CPD）実績	選択	あり	0.5
		なし	0
⑪ 若手技術者の育成実績	必須	あり	1
		なし	0

※原則必須とするが、入札参加資格とする場合は、適用しない。

P5を参照

(7) 評価項目⑦：過去の同種工事の施工実績

過去3～10年間（年度）に完成し、引渡しを終了した都道府県、市町村、特別区（東京23区）、国及び公団等（国土交通省令で定める法人）の発注工事のうち、請負金額（最終）が500万円以上で、元請負者の主任技術者又は監理技術者として従事した案件ごとに設定する同種工事の施工実績の有無について評価する。

なお、同種工事の設定にあたっては、当該工事の内容・規模・難易度等を勘案し、個別の案件ごとに設定する。

同種工事实績の確認は、「コリンズデータ」の写しで行うこととする。但し、入札公告日の前日までに登録されたコリンズデータの写しで行えない時は、当該業務に主任技術者又は監理技術者として従事したことが確認できる書類が添付されている場合に限り、これらで行うことができるものとする。

原則、工期の全期間にわたり、当該同種工事の元請負者の主任技術者又は監理技術者として従事していた場合に実績として評価するが、全期間でない場合であっても、当該同種工事の施工期間中に従事していたことが、実施工程表（代表者又は受任者印を押印したもの）等で確認できれば実績として評価する。

(4) 評価項目⑧：過去3年間の工事成績評定点実績

過去3年間（年度）に完成し、引渡しを終了した神奈川県企業庁発注工事のうち、請負金額（最終）が500万円以上で、元請負者の主任技術者又は監理技術者と

して従事した工事の入札説明書で指定された工種が、今回総合評価方式により発注する工事で指定した工種と同じ工事において、工事成績評定点 80 点以上の評価を受けた実績の有無について評価する。

なお、評価対象工事及び登録業種の確認は、「(イ) 評価項目②：過去3年間の工事成績評定点の平均点」に記載のとおりとする。

(ウ) 評価項目⑨：取得資格

入札公告日時点における配置予定技術者の取得資格について、当該工事の工種における監理技術者の資格があり、かつ監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない場合に評価する。

監理技術者資格の保有及び講習受講の確認は、監理技術者資格者証の写し等で行う。

(イ) 評価項目⑩：継続教育（CPD）実績

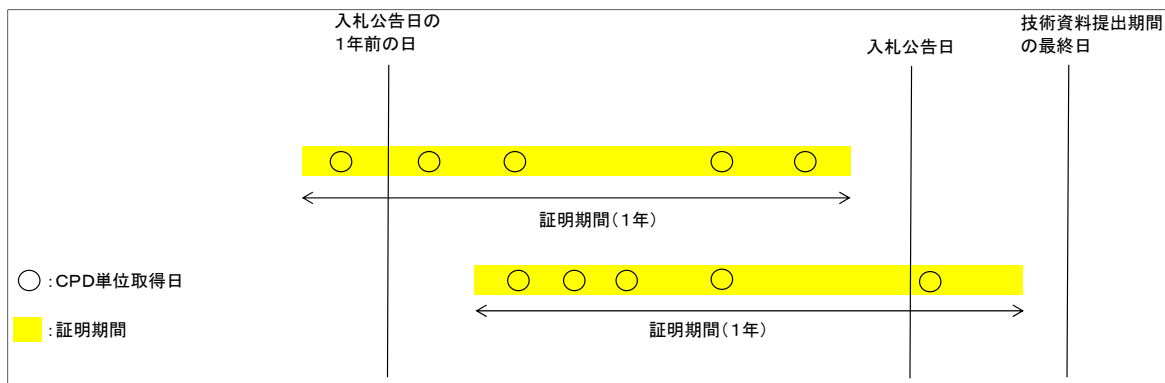
配置予定技術者の継続教育（CPD）実績（学習履歴）について、5単位／年（5認定時間／年）以上の実績がある場合に評価する。

実績の証明は、当該工事の履行に係る国家資格に関する継続教育（CPD）実績の証明（認定）機関が証明する場合に限る。（22 頁参照）

ただし、実績の証明期間の最終日が、入札公告日の1年前の日から技術資料提出期間の最終日までであり、かつ、1つの証明機関によって、必要単位／年（認定時間／年）が証明される場合であること。

実績の確認は、上記証明（認定）機関の証明の写しで行う。

＜参考1＞単位（認定時間）数を有効とする証明期間の考え方



＜参考2＞主な国家資格、職種別の継続教育(CPD)実績の証明(認定)機関の例

国家資格	工 種	証明機関	必要単位
一級土木施工管理技士	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事、塗装工事、水道施設工事	(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	5 単位/年
一級造園施工管理技士	造園工事	造園CPD運営協議会	
技術士 (建設・総合技術監理(建設)部門)	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、舗装工事、しゅんせつ工事、造園工事	(公社) 日本技術士会	
一級建築施工管理技士	建築一式工事	建築CPD運営会議	5 認定時間/年
一級建築士			

(オ) 評価項目⑪：若手技術者の育成実績

過去3年間(年度)に完成し、引渡しの終了した神奈川県企業庁発注工事のうち、工事成績評定点80点以上の評価を受けた工事で、完成時(完成検査日)に満年齢が35歳未満で元請負者の主任技術者又は監理技術者として従事した者を評価する。

完成時(完成検査日)の満年齢の確認は、健康保険被保険者証等の写しで行う。

なお、評価対象工事及び登録業種の確認は、「(イ) 評価項目②：過去3年間の工事成績評定点の平均点」に記載のとおりとする。

オ 企業の社会性・信頼性〔評価点計：0～4.5点〕

評価項目	適用	評価基準	評価点
⑫ 災害時等の地域貢献	必須	あり	1
		なし	0
⑬ 建設業労働災害防止協会への加入	必須	あり	0.5
		なし	0
⑭ 登録基幹技能者の配置	選択	あり	1
		なし	0
⑮ 新卒者(技術職)の雇用実績	選択	あり	1
		なし	0
⑯ 建設キャリアアップシステムの事業者登録【試行】	選択	あり	1
		なし	0

(7) 評価項目⑫：災害時等の地域貢献

入札公告日時点における災害応急工事等の地域貢献に該当する協定等の締結の有無について評価する。なお、対象とする協定等は、建設工事競争入札参加資格

の認定における神奈川県独自の主観的項目の「県への貢献度」に掲げる内容に該当する県との協定等とする。

対象とする協定等の主な名称（締結所属により若干異なる場合有り。）は次のものとする。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 地震・風水害その他の災害応急工事に関する業務協定 2. 県土整備局管理道路の緊急補修工事等に関する協定（覚書） 3. （照明灯緊急工事に関する）工事請負契約書 4. （照明灯緊急工事に関する）指名業者伺定め 5. 凍雪害対策及び除雪業務契約書 6. 災害時における応急給水及び応急・復旧工事等の協力に関する協定 7. 神奈川県公共建築物に係る地震時の点検等の協力に関する協定 |
|--|

協定締結の確認は、協定書等の写しで行う。

(イ) 評価項目⑬：建設業労働災害防止協会への加入

当該工事の発注年度における建設業労働災害防止協会神奈川支部への加入の有無について評価する。

加入の確認は、建設業労働災害防止協会加入証明書の写しで行う。

(ウ) 評価項目⑭：登録基幹技能者の配置

案件ごとに設定する工種（複数可）の登録基幹技能者を、当該工事に各々1名以上配置する場合に評価する。評価の対象とする登録基幹技能者は、元請負者又は下請業者が雇用する者とする。

ただし、技術資料提出期限（提出期間の最終日）時点で資格を有する者に限る。

配置の確認は、登録基幹技能者講習修了証の写しで行う。

(イ) 評価項目⑮：新卒者（技術職）の雇用実績

新卒者を技術職員として雇用した実績の有無について評価する。

なお、新卒者（技術職）1人以上の雇用があれば評価することとし、当該工事の発注年度を含めて3年間を対象期間（図－1）とする。

ただし、技術資料提出期間の最終日の時点で退職又は解雇している場合は評価しない。

なお、技術資料に記載した新卒者（技術職）を当該工事に配置しなくてもよい。

また、新卒者とは、建設業法第7条第2号イ及び建設業法施行規則第1条（25頁参照）に規定された学校及び学科の卒業が、3年以内の者とする。（図－2）

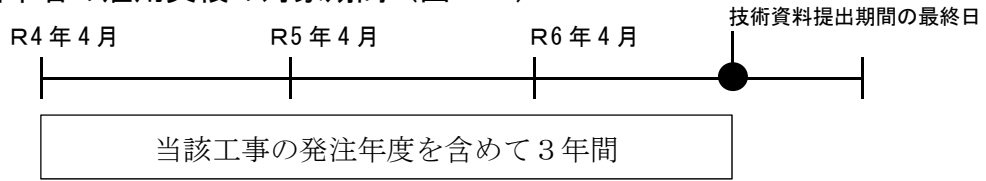
（学校教育法による高等学校、中等教育学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、及び専修学校の卒業生又は修了生とする。ただし、専修学校においては、専門士又は高度専門士を取得した者に限る。）

雇用関係の確認は健康保険被保険者証等の写しで、新卒者の確認は卒業証明書等で行う。

<参考 1>

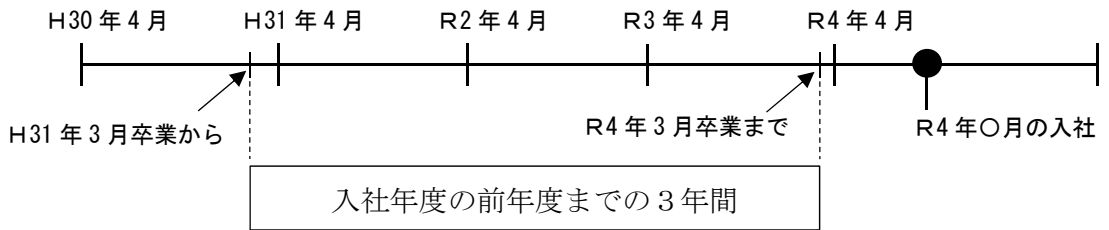
■ 令和 6 年度発注工事の場合（例）

新卒者の雇用実績の対象期間（図－1）



* 健康保険被保険者証の「資格取得年月日」で確認

新卒者と認める卒業時期の範囲（図－2）



* 「卒業証明書」等で確認

<参考 2> 建設業法施行規則

（国土交通省令で定める学科）

第1条 建設業法（以下「法」という。）第7条第2号イに規定する学科は、次の表の左の欄に掲げる許可（一般建設業の許可をいう。第4条第3項を除き、以下この条から第10条までにおいて同じ。）を受けようとする建設業に応じて同表の右の欄に掲げる学科とする。

許可を受けようとする建設業	学科
土木工事業、舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

(オ) 評価項目⑯：建設キャリアアップ®システムの事業者登録【試行】

技術資料提出期限（提出期間の最終日）時点における元請負者の建設キャリアアップ®システムの事業者登録の有無について評価する。

元請負者の事業者登録を確認する資料として、事業者登録完了のお知らせ（はがき）の写し、事業者登録完了メールの写し、建設キャリアアップ®システムの事業者情報画面を印刷した物のいずれかで行う。



(建設キャリアアップ®システムの事業者情報画面例)

カ 地域特有の課題（施策）への取組み〔評価点計：0～3点〕

評価項目	適用	評価基準	評価点
自由設定項目－1	選択	あり	1～2※
		なし	0
⑰ 自由設定項目－2	選択	あり	1
		なし	0
自由設定項目－3	選択	あり	1
		なし	0

※ 自由設定項目を1項目のみ設定する場合は、評価点を2点とすることができる。

(7) 評価項目⑰：自由設定項目

発注所属の判断により設定される評価項目で、地域特有の課題（施策）への取組（地域の特性などに応じて設定される事項）について、その該当の有無を評価する。

(4) 配置予定技術者の評価期間に休業期間が重複する場合の取扱い（評価項目⑦, ⑧, ⑪）

配置予定技術者の実績を評価する期間に、育児休業や介護休業等の休業期間が重複している技術者に対して、休業期間分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価することができることとする。（50頁参照）

(5) 技術資料に係るヒアリングに関する事項

総合評価方式の実施にあたっては、当該工事の内容やその特性等に応じ、ヒアリングを実施できるものとする。

なお、ヒアリングは提出された技術資料の内容（技術提案等、施工実績・工事成績等）に係る確認を目的に行うこととし、ヒアリング自体の評価は行わない。

(6) 技術資料の内容の履行に関する事項

総合評価方式の実施にあたっては、落札者の提示した技術資料の内容のうち、技術提案等、配置予定技術者及び登録基幹技能者（以下「配置予定技術者等」という。）の配置は、契約内容となるため、履行の確認の方法と、これらを履行できなかった場合の措置を予め定めておくこととする。

ア 技術提案等の履行に関する事項

受注者は、技術提案等の内容について、施工計画書に明記する（発注者が技術提案等の実施を認めない旨、工事打合せ簿で指示をした内容は除く。）とともに、発注者が、施工中に履行状況の確認ができるよう、予め工事打合せ簿に履行時期や確認方法を明記し提出すること。

また、履行実績の報告（様式は任意）についても、工事打合せ簿に明記し工事完成前に提出すること。

なお、技術提案等の不履行が判明した場合は、発注者は速やかに当該内容の履行について、工事打合せ簿で「文書注意（通知）」を行い、「文書注意（通知）」を行っても

履行されない場合で、受注者の責による不履行の場合は、工事打合せ簿で「文書注意（指示）」を行う。「文書注意（指示）」を行った場合は、工事成績表定点を減点する。

また、技術提案等の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求するものとする。

さらに、技術提案等に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置を行うことも検討する。

イ 配置予定技術者等の配置に関する事項

(7) 配置予定技術者について

受注者は、技術資料に記載した配置予定技術者を契約上の主任技術者（監理技術者）として配置しなければならない。ただし、やむを得ない事情（病気・怪我・退職・死亡等）がある場合は、その事情が証明できる資料を発注者に提出し、主任技術者（監理技術者）の変更をすることができる。

その場合、変更後の主任技術者（監理技術者）は、提出した技術資料のうち「配置予定技術者の技術的能力」において評価した評価点の合計と、同点以上の評価となる技術者でなければならない。同点以上の評価となる技術者を配置できない場合は、工事成績評定点を減点する。

技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、競争参加資格の要件を満たす複数の候補者の技術資料を提出することができる。この場合、評価値の算出にあたっては、各候補者のうち、評価点の合計が最も低い者で評価する。

※工事の内容等により監理技術者を専任で配置することを要件とする工事があるため、（入札公告兼）入札説明書を必ず確認すること。

(4) 若手技術者の育成実績について

評価項目「若手技術者の育成実績」で評価された受注者は、技術資料に記載した若手技術者を当該工事に配置しなければならない。ただし、やむを得ない事情（病気・怪我・退職・死亡等）がある場合は、その事情が証明できる資料を発注者に提出し、評価項目「若手技術者育成実績」において評価した評価点と同点以上の評価となる若手技術者に変更をすることができる。同点以上の若手技術者を配置できない場合は、工事成績評定点を減点する。

(5) 登録基幹技能者の配置について

評価項目「登録基幹技能者の配置」で評価された受注者は、技術資料として提出した登録基幹技能者の資格者を当該工事に配置しなければならない。ただし、やむを得ない事情（下請業者の変更等）がある場合は、同じ工種の登録基幹技能者に変更をすることができる。同じ工種の登録基幹技能者を配置できない場合は、工事成績評定点を減点する。

評価の対象とする登録基幹技能者は、元請負者又は下請業者が雇用する者とする。

ウ ペナルティーの設定（工事成績評定点の減点）

技術提案等の履行状況、配置予定技術者及び登録基幹技能者（以下、配置予定技術者等とする。）の配置状況に応じたペナルティは、次のとおりとする。ただし、減点数は最大8点までとする。

【技術提案等の履行について】

- (ア) 文書注意（通知）後に履行された場合 …………… 減点なし
- (イ) 文書注意（指示）後に履行された場合 …………… 提案内容ごとに1点減点
- (ウ) 文書注意（指示）後も不履行の場合 …………… 提案内容ごとに3点減点

【配置予定技術者等の配置について】

- (エ) 同点以上の評価となる配置予定技術者等が配置された場合 …… 減点なし
- (オ) 同点以上の評価となる配置予定技術者等が配置されなかった場合…3点減点

7 総合評価方式に係る事項の公表

総合評価方式の実施にあたっては、手続きの透明性・公平性を確保するため、入札手続き開始時及び落札者決定時において次の事項を明らかにする。

(1) 入札手続き開始時における明示

総合評価方式による入札手続きを開始する時は、「入札公告兼入札説明書」に次の事項を明記する。

- (ア) 総合評価方式による入札であること
- (イ) 技術資料の提出方法、提出期限
- (ウ) 総合評価方式に関する事項（総合評価の方法、評価項目、評価基準、評価点、技術資料の様式及び添付資料）
- (エ) 落札候補者及び落札者の決定方法

(2) 落札者決定時における明示

総合評価方式により落札者を決定した時は、速やかに「入札調書」と併せて次の事項を記載した「総合評価方式に関する評価調書（様式（公表調書）」を公表する。

- ア 入札参加者の商号
- イ 入札参加者の入札価格
- ウ 入札参加者の加算点、技術評価点、加算値の算出における価格、評価値
- エ 総合評価方式の採用理由
- オ 品質確保保証価格
- カ 失格基準価格

ただし、「ウ 入札参加者の加算点、技術評価点、加算値の算出における価格、評価値」については、入札価格が制限の範囲内にある者（技術力等の評価において失格となった者を除く。）のみ明示し、制限の範囲外（「予定価格超え」及び「失格/失格基準価格未滿」）は明示しない。

工 事 番 号		工 事 名		工 事 場 所		工 事 概 要																			
企業〇〇号		令和〇〇年度 〇〇市△△丁目■■■番付近配水管改良工事		〇〇市△△丁目■■■番付近		配水管埋設工 GX・DIP φ200 L=180.0m 給配水管付替工 φ20~50 N=20箇所																			
商 号	簡易な施工計画	企業の技術的能力				配置予定技術者の技術的能力				企業の社会性・信頼性				地域特有の課題	評価点合計	技術評価点	入札価格	評価値の算出における入札価格(税抜き) 品質確保保証価格の適用	評価値	入札結果					
		① 施工実績	② 工事成績平均点	③ 優良工事表彰実績	④ 地域精通度	⑤ ISO 9001 取得	⑥ ISO 14001 取得	⑦ 施工実績	⑧ 工事成績実績	⑨ 資格取得	⑩ 継続教育実績	⑪ 若手技術者育成	⑫ 災害等地域貢献								⑬ 防災防の加入	⑭ 登録基幹技能者	⑮ 新卒雇用実績	⑯ 建設キャリアアップシステム登録	
1	〇〇〇〇	6.7	1.0	2.0	1.0	-	0.0	0.0	1.0	0.0	1.0	-	1.0	1.0	0.5	1.0	-	-	-	162	116.2	98,600,000	98,604,000	1.1784	
2	〇〇〇〇					-																111,830,000			予定価格超
3	〇〇〇〇	9.0	1.0	0.0	1.5	-	0.0	0.0	0.0	2.0	1.0	-	1.0	1.0	0.0	0.0	-	-	-	16.5	116.5	98,595,000	98,604,000	1.1816	
4	〇〇〇〇	10.5	0.0	2.0	0.0	-	0.0	0.0	1.0	2.0	1.0	-	1.0	1.0	0.5	1.0	-	-	-	20.0	120.0	98,603,000	98,604,000	1.2170	
5	〇〇〇〇	14.2	1.0	1.0	1.0	-	0.5	0.5	1.0	2.0	1.0	-	1.0	1.0	0.5	0.0	-	-	-	24.7	124.7	98,620,000	98,620,000	1.2644	
6	〇〇〇〇	15.0	1.0	2.0	1.5	-	0.5	0.5	1.0	2.0	1.0	-	1.0	1.0	0.5	1.0	-	-	-	28.0	128.0	98,600,000	98,604,000	1.2981	落札候補者
7	〇〇〇〇	12.7	0.0	2.0	1.5	-	0.5	0.5	0.0	2.0	1.0	-	0.0	1.0	0.0	1.0	-	-	-	22.2	122.2	98,685,000	98,685,000	1.2382	
8	〇〇〇〇	4.7	1.0	0.0	1.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	-	0.0	0.0	0.5	0.0	-	-	-	8.2	108.2	98,700,000	98,700,000	1.0962	
9	〇〇〇〇	4.5	1.0	0.0	0.0	-	0.0	0.0	1.0	0.0	1.0	-	0.0	0.0	0.5	0.0	-	-	-	8.0	108.0	98,500,000	98,604,000	1.0952	
10	〇〇〇〇	2.2	0.0	1.0	1.5	-	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.5	0.0	-	-	-	6.2	106.2	98,550,000	98,604,000	1.0776	
11	〇〇〇〇																					90,000,000			失格/失格基準価格未満
12	〇〇〇〇	9.0	0.0	1.0	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	-	0.0	1.0	0.0	0.0	-	-	-	12.0	112.0	99,000,000	99,000,000	1.1313	
13	以上12者																								
総合評価採用理由		当該工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することにより、施工時の現場管理等の向上が図られる工事であり、工事の一層の品質確保を行うため。																							
※技術評価点（「簡易な施工計画の技術的所見」は除く。）については、入札参加者の自己評価点を最大点としたうえで、評価値の最上位者から順に技術資料の根拠となる資料等にて確認を行い落札者を決定するため、落札者より評価値が低い入札参加者の技術評価点（「簡易な施工計画の技術的所見」は除く。）の審査は行わない。このため、落札者を除く入札参加者の技術評価点（「簡易な施工計画の技術的所見」は除く。）及び評価値は、確定値ではない。																		品質確保保証価格	97,200,000円	(税抜き)					
																		失格基準価格	92,340,000円	(税抜き)					

※ 評価値は、小数点以下4位まで表示することを基本とし、評価値の最も高い者とその次の者が同点表示となってしまう場合は、両者の順位が明確になる桁数まで表示することとする。

※ 評価調書上では、評価点合計や技術評価点を小数点以下1位までの表示としているが、評価値の算出上は、端数処理をしない数値を使用する。

(3) 落札者以外の入札参加者の「技術評価点」及び「評価値」について

落札候補者より評価値が低い入札参加者の自己評価点については、技術資料の評価を行わない。このため、落札者決定後に公表する落札者以外の入札参加者の技術評価点及び評価値は、確定値とならない。

(4) 技術提案等の取扱い上の留意点

企業から提出された技術提案等については、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（平成17年8月26日閣議決定（令和元年10月一部変更））に基づき、『民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。その上で、採用した技術提案や新技術について、評価・検証を行い、公共工事の品質確保の促進に寄与するものと認められる場合には、以後の公共工事の計画、設計、施工及び管理の各段階に反映させ、継続的な公共工事の品質確保に努めるものとする。』との取り扱いに準拠するものとする。

＜ 参 考 資 料 ＞

・ 技術資料 提出様式一覧	31 頁
・ 技術資料の提出について	45 頁
・ 共同企業体の取扱い	47 頁
・ 配置予定技術者の評価期間に休業期間が重複する場合の取扱い	50 頁
・ 契約内容の履行に関する調査様式	52 頁
・ 総合評価方式に係る特記仕様書	58 頁
・ 神奈川県企業庁建設工事に係る「総合評価方式」実施要領	64 頁

・ 技術資料 提出様式一覧

技術資料 提出様式※ 1		総合評価方式のタイプ				頁
		標準型	簡易型	特別簡易型		
				(Ⅰ)	(Ⅱ)	
自己評価点申請書（技術資料表紙）		◎	◎	◎	◎	32
配置予定技術者一覧		◎	◎	◎	◎	33
様式－1 a	技術提案及び技術提案に係る施工計画 （提案数評価の場合）	○				34～35
様式－1 aⅡ	技術提案及び技術提案に係る施工計画 （優良可評価の場合）	○				36～37
様式－1 b	簡易な施工計画の技術的所見		○			38～39
様式－2 a	企業の技術的能力	○	◎	◎	◎	40
様式－2 b	工事成績の実績表	○	◎	◎	◎	41
様式－3	配置予定技術者の技術的能力※2	○	◎	◎	◎	42
様式－4	企業の社会性・信頼性	○	◎	◎	◎	43
様式－5	地域特有の課題（施策）への取組	○	○	○		44

※1 提出様式は、「入札公告兼入札説明書」を確認のうえ、指定された様式（◎は必須で、○は案件ごとに指定）は、必ず提出すること。

※2 配置予定技術者の技術的能力については、「配置予定技術者の評価期間に休業期間が重複する場合の取扱い」に該当する場合は、51 頁の様式－6 を併せて提出すること。

・ 技術資料の作成及び提出にあたっての留意事項

入札参加者は、技術資料の作成にあたっては「入札公告兼入札説明書」を、技術資料を提出する際の留意事項については45～46頁「技術資料の提出について」を確認すること。

自己評価点申請書

令和 年 月 日

神奈川県企業庁〇〇長 殿

(入札参加者)

所在地
商号または名称
代表者名
連絡担当者
電話番号

代表者印

次の工事について、技術資料を提出します。内容については、事実と相違ないことを誓約します。

工事番号：企〇第〇〇号

工事名：令和〇年 〇〇〇〇番地付近〇〇工事

「総合評価方式に係る説明書」に記載の評価基準に基づき、自己評価による点数を自己評価点（入札者記入欄）に記載してください。

評価種別・評価項目		評価基準	点数	自己評価点 (入札者記入欄)	提出様式
簡易な施工計画の技術的所見		—	10	—	様式-1 b
企業の技術的能力					
①	過去の同種実務実績	あり なし	1 0		様式-2 a
②	過去3年間の業務成績評価点の平均点	80点以上	2		様式-2 a 様式-2 b
		75点以上80点未満	1		
		65点以上75点未満	0		
		55点以上65点未満	-1		
		55点未満 実績なし	-2 0		
③	優良工事等表彰等の受賞実績	過去3年間に同じ工事分野で実績あり	1.5		様式-2 a
		過去3年間に異なる工事分野で実績あり	1		
		過去10~4年間に同じ工事分野で実績あり	1		
		過去10~4年間に異なる工事分野で実績あり	0.5		
④	地域精通度	あり	1		様式-2 a
		なし	0		
⑤	ISO9001の認証取得	あり	0.5		様式-2 a
		なし	0		
⑥	ISO14001の認証取得	あり	0.5		様式-2 a
		なし	0		
配置予定管理技術者の技術的能力					
⑦	過去の同種工事の施工実績	あり	2		様式-3
		なし	0		
⑧	過去3年間の工事成績評定実績	あり	2		様式-3
		なし	0		
⑨	取得資格	あり	1		様式-3
		なし	0		
⑩	継続教育(CPD)実績	あり	1		様式-3
		なし	0		
⑪	若手技術者の育成実績	あり	1		様式-3
		なし	0		
企業の社会性・信頼性					
⑫	災害時等の地域貢献	あり	1		様式-4
		なし	0		
⑬	建設業労働災害防止協会への加入	あり	0.5		様式-4
		なし	0		
⑭	登録基幹技術者の配置	あり	1		様式-4
		なし	0		
⑮	新卒者(技術職)の雇用実績	あり	1		様式-4
		なし	0		
⑯	建設キャリアアップシステムの事業者登録【試行】	あり	1		様式-4
		なし	0		
地域特有の課題(施策)への取組					
⑰	自由設定項目-1	あり	1		様式-5
		なし	0		
	自由設定項目-2	あり	1		様式-5
		なし	0		
		あり	1		
自由設定項目-3	あり	1		様式-5	
合計(①~⑰の合計)					

商号又は名称:

配置予定技術者一覧

- 1 配置予定技術者は、下記に氏名を記載し、記載した全ての技術者の技術資料(様式-3、添付資料)を作成してください。
- 2 なお、技術資料提出時に、配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補者を立てることができますが、その場合は、全ての候補者の氏名を記載してください。
- 3 評価値の算出にあたっては、各候補者のうち、評価点の合計が最も低い者で評価します。

(注意) ・この様式に未記載の者や、記載があっても様式-3が無い者(様式-3に氏名の記載が無い者を含む)は、候補者になり得ません。

※JVとして入札参加する場合には、所属企業名も記載してください。ただし、単体企業として入札参加する場合は記載は不要です。

配置予定技術者1

ふりがな	
氏名	

※所属企業名

--

配置予定技術者2

ふりがな	
氏名	

※所属企業名

--

配置予定技術者3

ふりがな	
氏名	

※所属企業名

--

配置予定技術者4

ふりがな	
氏名	

※所属企業名

--

配置予定技術者5

ふりがな	
氏名	

※所属企業名

--

商号又は名称：

(様式－1 a)

技術提案 及び 技術提案に係る施工計画

* 太枠内に記載

評価項目	〇〇〇〇の〇〇〇〇に関する技術提案	2 枚中〇枚目
<p>●【詳細事項1】「□□□□・・・・・・の、□□□□□・・・・・・ ・・・・・・について」</p> <p>【詳細事項2】「□□□□・・・・・・の、□□□□□について」</p> <p>(30行×2枚以内、文字は、サイズ12ポイント、全角1,050文字/枚)</p>		
<p>1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30</p>	<p>【詳細事項1】</p> <p>《技術提案1》・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>＜施工計画1＞・・・・</p> <p>・・・・・・。</p> <p>《技術提案2》・・・・・・</p> <p>＜施工計画2＞</p> <p>《技術提案3》</p> <p>＜施工計画3＞</p> <p>《技術提案4》</p> <p>＜施工計画4＞</p> <p>《技術提案5》</p> <p>＜施工計画5＞・・・・・・</p> <p>【詳細事項2】</p> <p>《技術提案1》・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>＜施工計画1＞・・・・</p> <p>・・・・・・。</p> <p>《技術提案2》・・・・・・</p>	

注1 記載にあたっては、別紙「技術提案及び技術提案に係る施工計画に関する注意事項等」を確認すること。また、原則として様式は変更しないこと。

注2 【詳細事項〇】、《技術提案〇》及び＜施工計画〇＞は、上記の記載例では改行しているが、それぞれ改行せずに記入してよいこととする。

注3 【詳細事項〇】、《技術提案〇》及び＜施工計画〇＞はそれぞれカッコを含めて文字数にカウントする。(例えば【詳細事項1】はカッコも含めて7文字とカウントする)

技術提案及び技術提案に係る施工計画に関する注意事項等

1. 設計図書に示す仕様どおりの施工をする上で、評価項目の詳細事項に関する技術提案及び技術提案に係る施工計画（以下「技術提案・施工計画」という。）が優れているかどうかを評価する。
2. 技術提案・施工計画は指定した行数（30行×2枚）以内に、文字は、サイズ12ポイント、かつ全角で記載することとし、1枚あたり1,050文字以内とする。必要に応じ、記載内容をイメージしやすいよう図や表を挿入しても良いが、図や表も指定した行数（30行×2枚）に含むものとする。
 なお、図や表だけに記載された文章は加點評価の対象としない。また、指定された行数や文字数を超えた部分、図表を挿入する目的等で特定の行間を著しく広げた部分に掛かる技術提案及び技術提案に係る施工計画はいずれも評価しない。
3. 技術提案・施工計画は、1つの具体的工夫ごとに、1から順に技術提案番号と施工計画番号を付けて記載すること。
 1つの技術提案・施工計画に複数の具体的工夫を記載した場合でも、加點評価は1点とする。また、1つの具体的工夫を複数の技術提案・施工計画にわけて記載した場合でも、加點評価はあわせて1点とする。
4. 1つの具体的工夫は、具体的な提案の内容や配慮事項とその効果や目的を《技術提案○》として記載し、その提案の〈施工計画○〉として、工事の特性及び現場環境条件を踏まえた実現性のある施工手順、手法、実施箇所（実施範囲）、実施頻度、実施条件（特定の条件のときだけ行う場合）等を記載すること。なお、「必要に応じて行う」「状況によって検討する」「出来る限り努力する」等の曖昧な表現による記載内容は加點評価しない。ただし、当該記載内容（実施を認めないものを除く。）についても履行しなければならない。
5. 以下に示すような技術提案・施工計画は、標準的な施工と同程度であり効果が期待できないものとし、加點評価しない。
 - ①共通仕様書・特記仕様書及び関係法令を遵守した標準的なもの
 - ②「土木工事標準積算基準書」「建築工事積算基準」等による機種を標準とするもの
 - ③設計図書で発注者が示した参考工法（参考図）によるもの
 - ④設計に計上すべきものであり、契約後に設計変更で対応するもの
6. 以下に示すような技術提案・施工計画は、実施を認めないものとし、加點評価しない。
 - ①工事目的物の変更が伴うもの
 - ②他機関等との協議を要するもの
 - ③過度なコスト負担を要するもの
7. 以下に示すような技術提案・施工計画は、現場施工に不向きな記載であり、実施を認めないものとし、提案1つあたり1点を減点する。
 - ①現場条件を踏まえていない実施不可能なもの
 - ②施工に対する安全性への配慮に欠けるもの
 - ③周辺住民や施設利用者に対して著しく迷惑となるもの
 - ④施工管理基準を満たさないもの
8. 以下に示す場合は、失格とする。
 - ①評価項目に対応した内容の記載が全く無い場合
 - ②誹謗中傷、各種法令違反、事実に反する虚偽の記載がある場合
 - ③自社の名称、過去に施工した工事名や工事場所等、自社を特定できる記載がある場合
9. 必要に応じ、本技術提案・施工計画に関するヒアリングを実施する。

技術提案及び技術提案に係る施工計画に関する注意事項等

1. 設計図書に示す仕様どおりの施工をする上で、評価項目の詳細事項に関する技術提案及び技術提案に係る施工計画（以下「技術提案・施工計画」という。）が優れているかどうかを評価する。
2. 技術提案・施工計画は指定した行数（30行×5枚）以内に、文字は、サイズ12ポイント、かつ全角で記載することとし、3,500文字以内とする。必要に応じ、記載内容をイメージしやすいよう図や表を挿入しても良いが、図や表も指定した行数（30行×5枚）に含むものとする。
なお、図や表だけに記載された文章は加點評価の対象としない。また、指定された行数や文字数を越えた部分、図表を挿入する目的等で特定の行間を著しく広げた部分に掛かる技術提案及び技術提案に係る施工計画はいずれも評価しない。
3. 技術提案・施工計画は、具体的な提案の内容や配慮事項とその効果や目的を記述し、工事の特性及び現場環境条件を踏まえた実現性のある施工手順、手法、実施箇所（実施範囲）、実施頻度、実施条件（特定の条件のときだけ行う場合）等を記述すること。
4. 以下に示すような技術提案・施工計画は、標準的な施工と同程度であり効果が期待できないものとし、その記述内容は評価の対象としない。
 - ①共通仕様書・特記仕様書及び関係法令を遵守した標準的なもの
 - ②「土木工事標準積算基準書」「建築工事積算基準」等による機種を標準とするもの
 - ③設計図書で発注者が示した参考工法（参考図）によるもの
 - ④設計に計上すべきものであり、契約後に設計変更で対応するもの
5. 以下に示すような技術提案・施工計画は、実施を認めないものとし、その記述内容は評価の対象としない。
 - ①工事目的物の変更が伴うもの
 - ②他機関等との協議を要するもの
 - ③過度なコスト負担を要するもの
6. 以下に示す場合は、失格とする。
 - ①評価項目に対応した内容の記載が全く無い場合
 - ②誹謗中傷、各種法令違反、事実に反する虚偽の記載がある場合
 - ③自社の名称、過去に施工した工事名や工事場所等、自社を特定できる記載がある場合
7. 必要に応じ、本技術提案・施工計画に関するヒアリングを実施する。

商号又は名称：

(様式－1b)

簡易な施工計画の技術的所見

* 太枠内に記載

評価項目	〇〇〇〇の〇〇に係る(対する)技術的所見
	<p>●【詳細事項1】「□□□□・・・・・・の、□□□□ □・・・・・・ ・・・・・・について」</p> <p>【詳細事項2】「□□□□・・・・・・の、□□□□□について」 (20行以内、文字は、サイズ12ポイント、全角700文字/枚)</p>
1	<p>【詳細事項1】</p> <p>2 〈所見1〉・・・・・・、・・・・・・</p> <p>3、.....。</p> <p>4、.....。</p> <p>5 〈所見2〉・・・・・・</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8 〈所見3〉</p> <p>9</p> <p>10 〈所見4〉</p> <p>11 【詳細事項2】</p> <p>12 〈所見1〉・・・・・・、・・・・・・</p> <p>13、.....。</p> <p>14、.....。</p> <p>15 〈所見2〉・・・・・・</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p>
20	

注1 記載にあたっては、別紙「簡易な施工計画の技術的所見に関する注意事項等」を確認すること。また、原則として様式は変更しないこと。

注2 【詳細事項〇】及び〈所見〇〉は、上記の記載例では改行しているが、それぞれ改行せずに記入してよいこととする。

注3 【詳細事項〇】、及び〈所見〇〉はそれぞれカッコを含めて文字数にカウントする。(例えば【詳細事項1】はカッコも含めて7文字とカウントする)

簡易な施工計画の技術的所見に関する注意事項等

1. 設計図書に示す仕様どおりの施工をする上で、評価項目の詳細事項に係る技術的所見が優れているかどうかを評価する。
2. 技術的所見は指定した行数（20行）以内に、文字は、サイズ12ポイント、かつ全角で記載することとし、700文字以内とする。必要に応じ、記載内容をイメージしやすいよう図や表を挿入しても良いが、図や表も指定した行数（20行）に含むものとする。
 なお、図や表だけに記載された文章は加点評価の対象としない。また、指定された行数や文字数を超えた部分、図表を挿入する目的等で特定の行間を著しく広げた部分に掛かる技術的所見はいずれも評価しない。
3. 技術的所見は、1つの具体的工夫ごとに、1から順に所見番号を付けて記載すること。
 1つの所見に複数の具体的工夫を記載した場合でも、加点評価は1点とする。また、1つの具体的工夫を複数の所見にわけて記載した場合でも、加点評価はあわせて1点とする。
4. 1つの具体的工夫は、工事の特性及び現場条件を踏まえ、実施方法、実施箇所（実施範囲）、実施頻度、実施条件（特定の条件のときだけ行う場合）やその効果等を具体的に記載すること。なお、「必要に応じて行う」「状況によって検討する」「出来る限り努力する」等の曖昧な表現による記載内容は加点評価しない。ただし、当該記載内容（実施を認めないものを除く。）についても履行しなければならない。
5. 以下に示すような技術的所見は、標準的な施工と同程度であり効果が期待できないものとし、加点評価しない。
 - ①共通仕様書・特記仕様書及び関係法令を遵守した標準的なもの
 - ②「土木工事標準積算基準書」「建築工事積算基準」等による機種を標準とするもの
 - ③設計図書で発注者が示した参考工法（参考図）によるもの
 - ④設計に計上すべきものであり、契約後に設計変更で対応するもの
6. 以下に示すような技術的所見は、実施を認めないものとし、加点評価しない。
 - ①工事目的物の変更が伴うもの
 - ②他機関等との協議を要するもの
 - ③過度なコスト負担を要するもの
7. 以下に示すような技術的所見は、現場施工に不向きであり、実施を認めないものとし、所見1つあたり1点を減点する。
 - ①現場条件を踏まえていない実施不可能なもの
 - ②施工に対する安全性への配慮に欠けるもの
 - ③周辺住民や施設利用者に対して著しく迷惑となるもの
 - ④施工管理基準を満たさないもの
8. 以下に示す場合は、失格とする。
 - ①評価項目に対応した内容の記載が全く無い場合
 - ②誹謗中傷、各種法令違反、事実と反する虚偽の記載がある場合
 - ③自社の名称、過去に施工した工事名や工事場所等、自社を特定できる記載がある場合
9. 必要に応じ、本技術的所見に関するヒアリングを実施する。

(様式-2a)

商号又は名称:

企業の技術的能力

太枠内の着色したセルに記載してください。

この様式に関する添付資料は、この様式の後に綴じてください。

〔評価項目①〕過去の同種工事の施工実績

実績の有無		あり	← 該当する方に○							
		なし								
工事名										
発注所属名										
工期(最終)	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	まで
コリス登録番号										← 10桁の番号を入力
備考※										

〔添付資料〕 工事実績を証明するコリスデータの写しを添付してください。コリスデータのみで証明できない場合は、その工事の契約書や図面、数量総括表等の写しをあわせて添付してください。

※ 同種工事実績に該当することの補足説明が必要な場合は、備考欄に記載すること。

〔評価項目②〕過去3年間の工事成績評定点の平均点

実績の有無		あり	← 該当する方に○
		なし	
平均点		点	(小数点以下切捨、整数止)

※ 過去3年間に該当工事がある場合は、「様式-2b」を提出してください。

〔評価項目③〕優良工事等表彰の受賞実績

実績の有無		過去3年間に同じ工事分野で実績あり		← 該当するところに○
		過去3年間に異なる工事分野で実績あり		
		過去10～4年間に同じ工事分野で実績あり		
		過去10～4年間に異なる工事分野で実績あり		
		なし		
受賞年度	令和	年度	発注所属名	

〔評価項目④〕地域精進度

所在の有無		あり	← 該当する方に○
		なし	

〔添付資料〕 建設業の許可証等(過去5年前からの所在を証明する書類)の写しを添付してください。

〔評価項目⑤〕ISO9001の認証取得

取得の有無		あり	← 該当する方に○
		なし	

〔添付資料〕 建設工事に関する「ISO9001」認証の登録証の写しを添付してください。

〔評価項目⑥〕ISO14001の認証取得

実績の有無		あり	← 該当する方に○
		なし	

〔添付資料〕 環境マネジメントの「ISO14001」認証の登録証の写しを添付してください。

(様式-2b)

商号又は名称:

工事成績の実績表

該当する全ての工事案件について、「工事の情報」、「工事成績評定点」を記載してください。

※ J Vとして入札参加する場合には、所属企業名（略称での記載可）も記載してください。略称単体企業として入札参加する場合は記載は不要です。

注1：「工事成績評定点」の記載に誤りがある場合は0点とするが、平均点が65点未満となる場合は、評価基準に基づき減点する。

注2：該当する全ての工事案件を記載することとし、欄が不足する場合は用紙を追加し記載すること。

注3：該当する工事案件の記載漏れがある場合と、該当しない工事案件の記載がある場合は、この評価項目の評価点は、0点とする。

注4：該当する完成検査のみ記入すること（「出来形検査」や「部分指定に係る完成検査」は記入しないこと）。

番号	工事の情報							工事成績 評定点	所属 企業名※
	完成年度	令和	年度	工事番号		発注所属名			
1	完成年度	令和	年度	工事番号		発注所属名		点	
2	完成年度	令和	年度	工事番号		発注所属名		点	
3	完成年度	令和	年度	工事番号		発注所属名		点	
4	完成年度	令和	年度	工事番号		発注所属名		点	
5	完成年度	令和	年度	工事番号		発注所属名		点	
6	完成年度	令和	年度	工事番号		発注所属名		点	
7	完成年度	令和	年度	工事番号		発注所属名		点	
8	完成年度	令和	年度	工事番号		発注所属名		点	
9	完成年度	令和	年度	工事番号		発注所属名		点	
10	完成年度	令和	年度	工事番号		発注所属名		点	
11	完成年度	令和	年度	工事番号		発注所属名		点	
12	完成年度	令和	年度	工事番号		発注所属名		点	
13	完成年度	令和	年度	工事番号		発注所属名		点	
14	完成年度	令和	年度	工事番号		発注所属名		点	
15	完成年度	令和	年度	工事番号		発注所属名		点	
16	完成年度	令和	年度	工事番号		発注所属名		点	
17	完成年度	令和	年度	工事番号		発注所属名		点	
18	完成年度	令和	年度	工事番号		発注所属名		点	
19	完成年度	令和	年度	工事番号		発注所属名		点	
20	完成年度	令和	年度	工事番号		発注所属名		点	

(様式-3)

商号又は名称:

配置予定技術者の技術的能力

太枠内の着色したセルに記載してください。配置予定技術者の氏名が未記載の場合は、その技術者の評価点は0点とします。この様式に関する添付資料は、この様式の後に綴じてください。

配置予定技術者の氏名	1	
------------	---	--

〔評価項目⑦〕過去の同種工事の施工実績

実績の有無		あり	← 該当する方に○							
		なし								
工事名										
発注所属名										
工期(最終)	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	まで
コリス登録番号										← 10桁の番号を入力
備考※										

〔添付資料〕 工事实績を証明するコリスデータの写しを添付してください。コリスデータのみで証明できない場合は、その工事の契約書や図面、数量総括表等の写しをあわせて添付してください。

※ 同種工事实績に該当することの補足説明が必要な場合は、備考欄に記載すること。

〔評価項目⑧〕過去3年間の工事成績評定実績

実績の有無		あり	← 該当する方に○						
		なし							
完成年度	令和	年度	工事番号		発注所属名		評定点		点

※ 上記の「完成年度」～「評定点」まで、いずれかの記載ができない場合と、別の企業での実績の場合は、下記も記載してください。

工事名										
工事場所										
工期(最終)	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	まで
請負会社名	← 現在の企業と別の企業の実績の場合に記入									

〔評価項目⑨〕取得資格

資格の有無		あり	← 該当する方に○	
		なし		

〔添付資料〕 監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写しを添付してください。

〔評価項目⑩〕継続教育(CPD)実績

実績の有無		あり	← 該当する方に○	
		なし		

〔添付資料〕 証明(認定)機関が発行する証明書の写しを添付してください。

〔評価項目⑪〕若手技術者・担い手の育成実績

実績の有無		35歳未満で実績あり	← 該当するところに○							
		なし								
完成検査日の年齢		歳	← 下記に記載する工事の完成検査日時点の年齢を記入してください。							
完成年度	令和	年度	工事番号		発注所属名		評定点		点	

※ 上記の「完成年度」～「評定点」まで、いずれかの記載ができない場合は、下記も記載してください。

工事名										
工事場所										
工期(最終)	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	まで

〔添付資料〕 健康保険被保険者証の写しを添付してください。

(様式-4)

商号又は名称:

企業の社会性・信頼性

太枠内の着色したセルに記載してください。

この様式に関する添付資料は、この様式の後に綴じてください。

〔評価項目⑫〕災害時等の地域貢献

協定等の 有無		あり	← 該当する方に○
		なし	

〔添付資料〕 協定等の写しを添付してください。協定等の締結者が団体等である場合は、その協定等に基づき実際に出勤するものであることを締結者が証明する資料も添付してください。

〔評価項目⑬〕建設業労働災害防止協会への加入

加入の有無		あり	← 該当する方に○
		なし	

〔添付資料〕 建設業労働災害防止協会神奈川支部の加入証明書の写しを添付してください。

〔評価項目⑭〕登録基幹技能者の配置

配置の有無		あり	← 該当する方に○
		なし	

〔添付資料〕 登録基幹技能者講習修了証(複数指定の場合は、全て)の写しを添付してください。

〔評価項目⑮〕新卒者(技術職)の雇用実績

雇用実績の 有無		あり	← 該当する方に○
		なし	

雇用関係を確認する資料として健康保険被保険者証の写しを添付してください。健康保険被保険者証では雇用関係の確認ができない場合は、「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」等、雇用関係を確認できる資料の写しを添付してください。
卒業年次及び規定の学校及び学科の卒業であることを確認する資料として卒業証書又は卒業証明書等を添付してください。

〔評価項目⑯〕建設キャリアアップシステムの事業者登録

事業者登録の 有無		あり	← 該当する方に○
		なし	

〔添付資料〕 技術資料提出期限(提出期間の最終日)時点における元請負者の事業者登録を確認する資料として、事業者登録完了のお知らせ(はがき)の写し、事業者登録完了メールの写し、建設キャリアアップシステムの事業者情報画面を印刷したものの、のいずれかを添付してください。

(様式-5)

商号又は名称:

地域特有の課題(施策)への取組

太枠内の着色したセルに記載してください。

この様式に関する添付資料は、この様式の後に綴じてください。

〔評価項目⑰〕 自由設定項目 - 1

該当の有無		あり	← 該当する方に○
		なし	

〔添付資料〕該当事項を証明する資料の写しを提出すること。

〔評価項目⑰〕 自由設定項目 - 2

該当の有無		あり	← 該当する方に○
		なし	

〔添付資料〕該当事項を証明する資料の写しを提出すること。

〔評価項目⑰〕 自由設定項目 - 3

該当の有無		あり	← 該当する方に○
		なし	

〔添付資料〕該当事項を証明する資料の写しを提出すること。

技術資料の提出について

技術資料は、下記の媒体についてとりまとめ、「入札公告兼入札説明書」の「工事別発注概要書」に記載する「技術資料の提出期間」に、発注所属の入札担当部署へ提出してください。

1 紙媒体

- (1) 技術資料は、A4版で印刷し、自己評価点申請書（技術資料表紙）を表紙とし、表紙を1頁として、配置予定技術者一覧及び各提出様式について、添付資料を含め、全ての頁に通し番号を付するとともに、添付資料を含めた全頁数を表示する。
（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）
- (2) 技術資料は、通し番号順に重ね、左側をホチキス留めする。資料が厚くなり、ホチキス留めが困難な場合は、紐留めも可とする。
- (3) 自己評価点申請書（技術資料表紙）には、代表者又は受任者印を押印する。資料が厚くなり、ホチキス留めが困難な場合は、紐止めも可とする。
押印の無い技術資料は無効とする。
- (4) 技術資料は、封筒に入れ、封筒を糊付けする。
- (5) 封筒の表面には、「工事番号」、「入札参加者名」を記載する。

2 電子媒体

- (1) 総合評価方式のタイプが「標準型」又は「簡易型」の場合で、技術提案及び技術提案に係る施工計画（様式-1a）又は（様式-1aⅡ）、簡易な施工計画の技術的所見（様式-1b）については、記載内容を記録した電子媒体（CD-R：フォーマットはMicrosoft Word形式）を作成する。（なお、電子媒体で提出する様式は、紙媒体でも用意する。）
- (2) CD-Rは、ウイルスチェックを必ず行う。
- (3) CD-Rのラベルには、「工事番号」、「入札参加者名」、「ウイルスチェックに関する情報（対策ソフト名とバージョン年月日、チェック年月日）」を記載する。
- (4) CD-Rは、紙媒体とともに封筒に入れる。

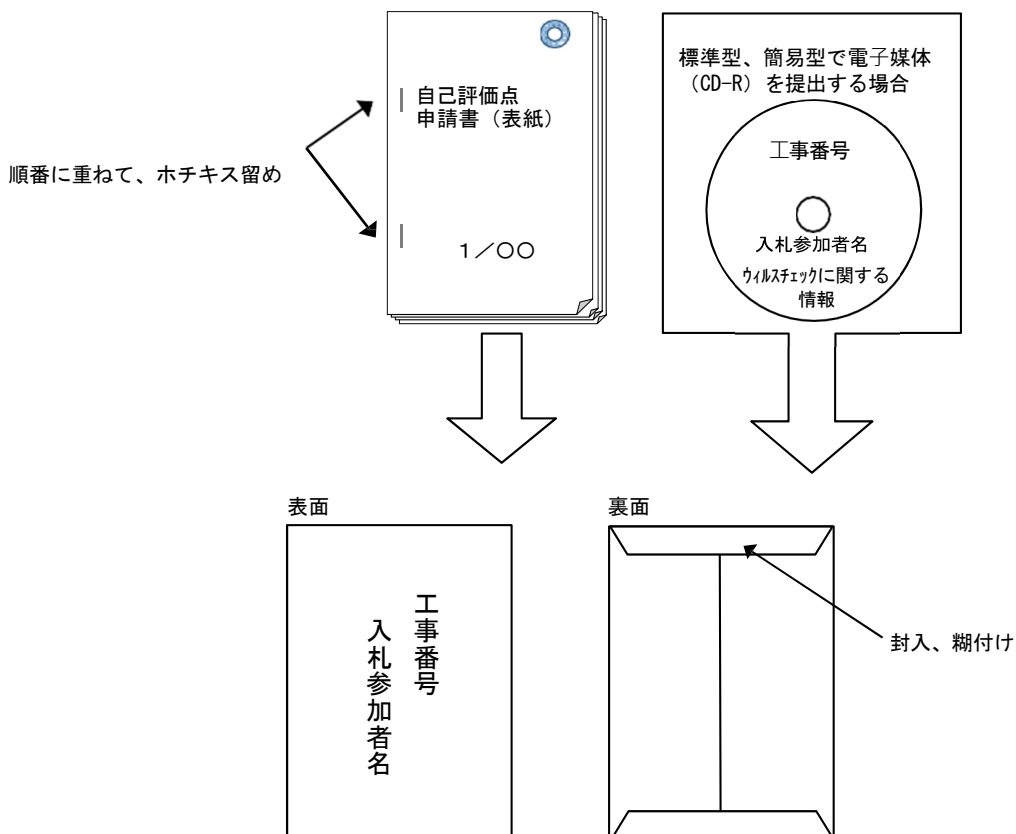
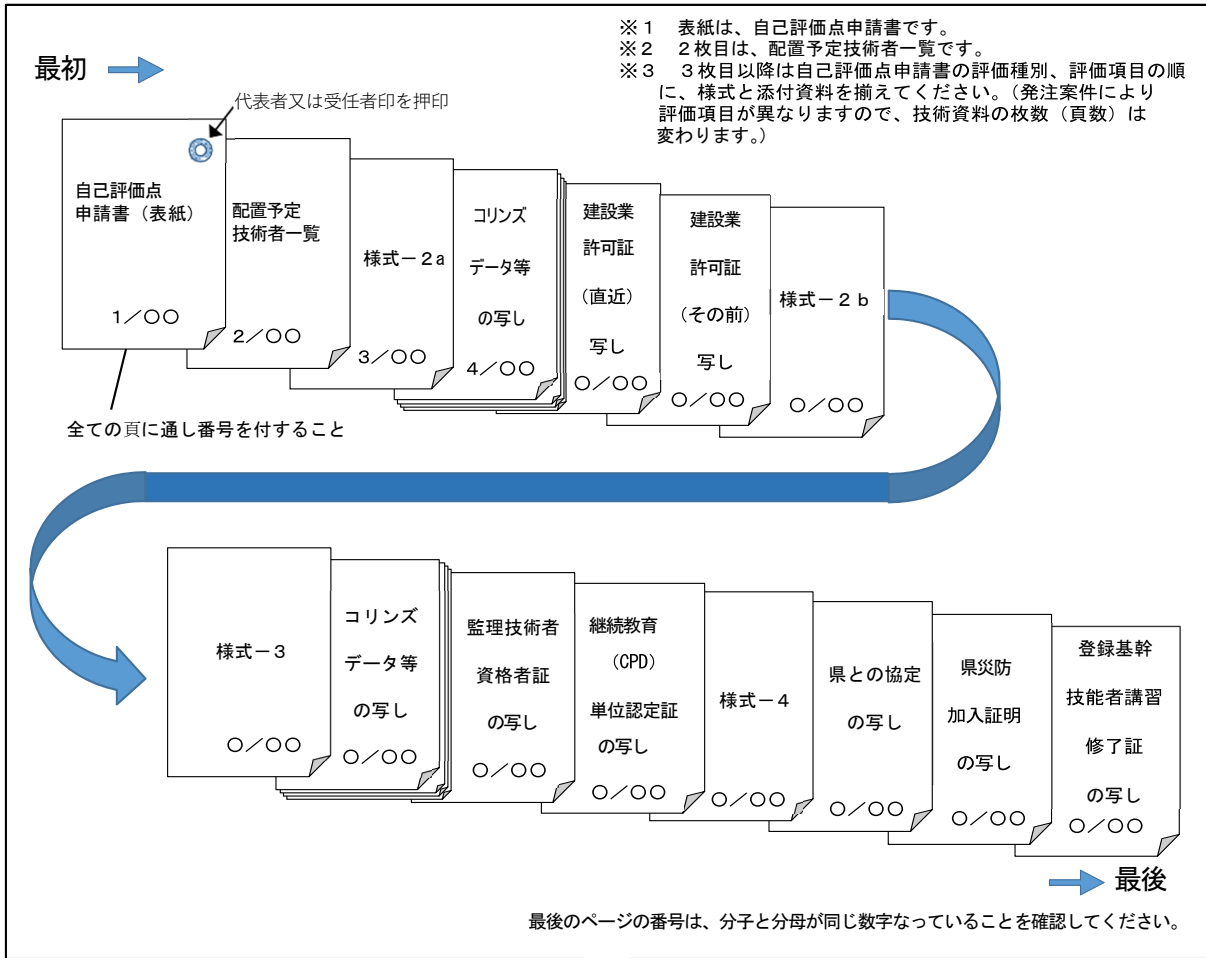
電子媒体提出時における留意事項

紙媒体と電子媒体の内容に相違がある場合は、紙媒体の内容で評価する。

電子媒体で読み取りができない場合は、電子媒体の再提出を求める。再提出方法については発注所属の指示に従うこととし、再提出期限までに提出されない場合には、当該評価項目について評価しない。

提出様式以外のデータについては、評価しない。

提出する技術資料の綴じ方



共同企業体の取扱い

単体企業として入札に参加する場合と、共同企業体（以下「JV」という。）として入札に参加する場合の、過去の単体企業又はJVでの実績等は次のとおりとする。

1 単体企業として入札に参加する場合の取扱い

- (1) 経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）での実績
評価の対象としない。
- (2) 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）での実績
代表者、構成員にかかわらず、評価の対象とする。
但し、そのJVでの出資比率は、表－1に示す率以上であること。

表－1

構成員の数（代表者含む）	出資比率
2社	30%以上
3社以上	20%以上

2 JVとして入札に参加する場合の取扱い

(1) 受注形態別の取扱い

過去の実績の受注形態が単体企業の場合、又は特定JVの場合は代表者、構成員にかかわらず、評価の対象とする。但し、そのJVでの出資比率は、表－1に示す率以上であること。

過去の実績の受注形態が経常JVの場合は、同じ経常JVで入札に参加する場合のみ、評価の対象とする。

(2) 評価項目別の取扱い

評価項目別取扱いは、ガイドラインの評価基準によるほか、次のとおりとする。

ア 企業の技術力

評価項目	適用
① 過去の同種工事の施工実績	代表者、構成員にかかわらず、いずれか1者に実績があること。
② 過去3年間の工事成績評定点の平均点	代表者及び構成員の全ての実績を対象とし算出すること。（平均点の算出は、代表者と構成員全ての評価基準に該当する工事の工事成績評定点を加算し、その工事件数で除した値（小数点以下切り捨て、整数止め）とする。） 【計算例】 平均点 = (代表者の実績1件の評定点 + 構成員1は実績無 + 構成員2の実績5件の評定点) ÷ 工事件数6件 なお、JVで受注した工事の工事成績評定点は、今回、入札参加する代表者と構成員に同じ企業がいる場合も別々に足しあげて、平均点を算出する。
③ 優良工事等表彰の受賞実績	代表者、構成員にかかわらず、いずれか1者に実績があること。

評価項目	適用
④ 地域精通度	代表者、構成員にかかわらず、いずれか1者が所在していること。
⑤ IS09001 の認証取得 ⑥ IS0140001 の認証取得	代表者及び構成員の全てが取得していること。

イ 配置予定技術者の技術的能力

評価項目	適用
⑦ 過去の同種工事の施工実績	代表者、構成員にかかわらず、いずれか一人の配置予定技術者に実績があること。
⑧ 過去3年間の工事成績評定実績	
⑨ 取得資格	代表者及び構成員の全ての配置予定技術者に資格があり、講習を受講していること。
⑩ 継続教育（CPD）実績	代表者及び構成員の全ての配置予定技術者が実績を取得していること。
⑪ 若手技術者の育成実績	代表者、構成員にかかわらず、いずれか一人の配置予定技術者に実績があること。

※ 評価項目 ⑦過去の同種工事の施工実績、⑧過去3年間の工事成績評定実績、⑪若手技術者の育成実績は、同一の技術者の実績であること。（各評価項目別に異なる技術者を申請することはできない。）

ウ 企業の社会性・信頼性

評価項目	適用
⑫ 災害時等の地域貢献	代表者、構成員にかかわらず、いずれか1者が協定等の締結をしていること。
⑬ 建設業労働災害防止協会への加入	代表者及び構成員の全てが加入していること。
⑭ 登録基幹技能者の配置	元請負者又は下請負者が雇用する者であること。
⑮ 新卒者（技術職）の雇用実績	代表者、構成員にかかわらず、いずれか1者が雇用していること。
⑯ 建設キャリアアップシステムの事業者登録【試行】	代表者及び構成員の全てが事業者登録していること。

エ 地域特有の課題

評価項目	適用
⑰ 自由設定項目	課題ごとに設定するので、入札公告時に掲載される「総合評価方式に係る説明書」を確認すること。

【参考】

共同企業体における配置予定技術者の評価（例）について

構成員①が技術資料提出時に配置予定技術者を特定できず、3名の候補者（B、C、D）を「候補者」として技術資料に記載した場合のJVとしての合計点は、【例1：2点】、【例2：3点】となります。

配置予定技術者		評価項目				候補者毎の評価点の合計	各社の評価対象者	JVとしての合計点		
		⑧過去の同種工事の施工実績（2点）	⑨過去3年間の工事成績評価（2点）	⑩取得資格（1点）	⑪継続教育（CPD）実績（0.5点）					
		代表者、構成員にかかわらず、いずれか一人に実績があること		代表者及び構成員の全てに実績があること						
例1	代表構成員	A	実績なし	実績なし	実績あり	実績あり	○	/		
	構成員①	B	実績あり	実績なし	実績あり	実績あり			3.5	
		C	実績なし	実績あり	実績あり	実績あり			3.5	
		D	実績なし	実績あり	実績なし	実績なし			2.0	○ (合計点最低※1)
	構成員②	E	実績あり	実績なし	実績あり	実績あり			○	/
	JVの評価		2点※2 (Eに実績があるため)	2点※2 (Dに実績があるため)	0点 (Dに実績が無いため)	0点 (Dに実績が無いため)				
例2	代表構成員	A	実績なし	実績なし	実績あり	実績あり	○	/		
	構成員①	B	実績あり	実績なし	実績あり	実績あり			3.5	
		C	実績なし	実績なし	実績あり	実績あり			1.5	○ (合計点最低※1)
		D	実績あり	実績なし	実績なし	実績なし			2	
	構成員②	E	実績なし	実績あり	実績あり	実績あり			○	/
	JVの評価		0点 (A, C, Eのうち一人も実績が無いため)	2点 (Eに実績があるため)	1点 (A, C, Eの全てに実績があるため)	0.5点 (A, C, Eの全てに実績があるため)				

※1 構成員①の配置予定技術者の評価は、複数の候補者のうち評価点の合計が最も低い者で評価します。

※2 評価項目⑧と⑨は、同一の技術者の実績であること。各評価項目別に異なる技術者を申請することはできません。

配置予定技術者の評価期間に休業期間が重複する場合の取扱い

配置予定技術者の実績（同種工事の施工実績、工事成績評定点実績、若手技術者の育成実績）を評価する期間に、次の休業期間が重複している技術者に対して、休業期間分（年単位に切り上げ、最大3年まで）を、評価対象期間に加えて過去に遡り評価できることとする。

なお、継続教育（CPD）実績は対象としない。

制度	定義	期間
産前休業	出産予定日の6週間前（双子以上の場合は14週間前）から請求すれば取得できる休業	6週間 (14週間)
産後休業	出産の翌日から8週間は就業することができない。産後6週間経過後、医師が認めた場合は、請求することにより就業できる	8週間
育児休業	1歳に満たない子を養育するための休業 条件により1歳6ヵ月まで延長可能	1年 (1年6ヵ月)
介護休業	要介護状態にある対象家族を介護するための休業	対象家族1人につき 通算93日まで

また、介護休暇や子の看護休暇等、時間単位の取得が可能なものは対象としない。

1 追加する休業期間の考え方について

休業期間は、次のとおり1年単位に切り上げて、配置予定技術者の実績を評価する期間に加える。

休業期間	評価対象に加える期間
1年未満	1年
1年以上2年未満	2年
2年以上3年未満	3年

(参考)

「過去3年間の工事成績評定点実績」において、発注年度の直近の過去3年度間に配置予定技術者が産前・産後休業と育児休業で計1年2ヵ月の休業を取得していた場合は、2年度分を評価対象期間に加えることとし、過去5年度間の工事成績評定点実績を対象とする。

3 確認の方法

入札参加者は、技術資料と併せて様式-6「配置予定技術者の評価対象期間の追加について」を提出してください。

なお、休業の取得状況を確認できる書類の写し（事業主が労働者に休業期間を通知した書面等（休業期間の確認ができるものに限る））を添付してください。

様式－6

令和 年 月 日

神奈川県企業庁〇〇〇〇長 殿

入札参加者 〇〇〇〇〇 代表者印

配置予定技術者の評価対象期間の追加について

工事番号：企〇第〇〇号

工事名：令和〇年度 〇〇〇〇工事 〇〇（その〇）

上記工事の総合評価方式の技術資料における次の配置予定技術者の実績等評価対象期間において、下記の休業期間が評価対象期間に重複しているため、評価対象期間の追加を申請します。

配置予定技術者氏名：〇〇〇 〇〇

休業の種類：〇〇休業

休業期間：令和〇〇年〇月〇日～ 令和〇〇年〇月〇〇日
（ 〇年〇ヵ月）

評価対象に加える期間：〇年（上記期間を年単位に切り上げ）

契約内容の履行に関する調査様式

評価値の最も高い者の入札価格が品質確保保証価格に99%を乗じて得た金額未満から失格基準価格以上の範囲にある場合に行う「契約内容の履行に関する調査」（本文6～8頁参照）の様式は、次のとおりとする。

- (1) 当該入札価格で施工可能な理由（様式－1）
- (2) 品質確保の体制に関する事項（品質管理計画書）（様式－2）
- (3) 安全衛生管理の体制に関する事項（点検計画）（様式－3）

なお、（様式－1）から（様式－3）の提出を、「契約内容の履行に関する調査資料等の提出に代わる申出書（様式－4）」に代えることができる。

また、調査実施の通知については「契約内容の履行に関する調査について」にて行う。

(様式－1)

入札参加者 ○○○○○ 代表者印

当該入札価格で施工可能な理由

工事番号：企○第○○○号

工事名：令和○年度 ○○○○工事

(作成にあたっての留意事項)

直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、入札した価格で施工可能である理由を具体的に記載すること。

なお、当該様式の根拠資料として、積算内訳書を併せて提出すること。

(様式－４)

契約内容の履行に関する調査資料等の提出に代わる申出書

令和 年 月 日

神奈川県企業庁〇〇〇〇長 殿

入札参加者 〇〇〇〇〇 代表者印

次の工事について、「契約内容の履行に関する調査」の通知を受けましたが、契約内容の履行に関する調査資料等を提出しないことを申し出ます。この結果として、入札が無効となることについて異存ありません。

工事番号：企〇第〇〇〇号

工事名：令和〇年度 〇〇〇〇工事

契約内容の履行に関する調査について

令和 年 月 日

(入札参加者) ○○○○○ 御中

神奈川県企業庁○○○○所

貴社は、次の工事について「契約内容の履行に関する調査」の対象者であることを通知します。

工事番号：企○第○○○号

工事名：令和○年度 ○○○○工事

については、次の資料（様式-1、様式-2、様式-3）を作成し、期限までに○○水道営業所入札担当部署へ持参してください。

なお、予め履行不能と確認された場合は、（様式-4）に代えることができます。

提出期限：令和○年○月○日 17時00分まで

注1 提出は紙媒体とし、全ての様式に「商号又は名称」を記載し、「代表者又は受任者印」を押印してください。

注2 原則、入札担当部署への持参としますが、やむを得ず持参できない場合は、事前に入札担当部署に確認の上、提出期限必着で郵便書留で送付してください。

注3 必要に応じて、提出様式の記載内容の根拠資料を添付してください。

注4 提出された資料（様式-4の場合は除く）の記載内容については、事情聴取を行います。実施日は、上記資料を受領した日の翌日以降に通知します。

問合せ先：神奈川県企業庁○○○○所 ○○課

電話番号：○○○-○○○-○○○○

FAX 番号：○○○-○○○-○○○○

総合評価方式（標準型）に係る特記仕様書

1. 本工事は、総合評価方式の標準型により落札者を決定する工事である。
2. 受注者は、本工事の入札にあたり提出した技術資料「技術提案及び技術提案に係る施工計画」の内容に基づき施工しなければならない。ただし、発注者が実施を認めない旨の指示をした内容は除く。
3. 受注者は、技術資料に記述した配置予定技術者を本工事の主任技術者（監理技術者）として配置しなければならない。ただし、やむを得ない事情（病気・怪我・退職・死亡等）がある場合は、その事情が証明できる資料を発注者に提出し、主任技術者（監理技術者）の変更をすることができる。
その場合、変更後の主任技術者（監理技術者）は、提出した技術資料のうち「配置予定技術者の技術的能力」において評価した加算点の合計と、同点以上の評価となる技術者でなければならない。同点以上の評価となる技術者を配置できない場合は、工事成績評定点を減点する。
4. 「若手技術者の育成実績」の評価項目で評価された受注者は、技術資料に記述した配置予定技術者を本工事の主任技術者（監理技術者）として配置しなければならない。ただし、やむを得ない事情（病気・怪我・退職・死亡等）がある場合は、その事情が証明できる資料を発注者に提出し、主任技術者（監理技術者）の変更をすることができる。
その場合、変更後の主任技術者（監理技術者）は、評価項目「若手技術者の育成実績」において評価した評価点と同点以上の評価となる技術者に変更することができる。同点以上の評価となる技術者を配置できない場合は、工事成績評定点を減点する。
5. 「登録基幹技能者の配置」の評価項目で評価された受注者は、技術資料に記述した登録基幹技能者の資格者を本工事に配置しなければならない。ただし、やむを得ない事情（下請業者の変更等）がある場合は、提出した技術資料と同じ工種の登録基幹技能者に変更することができる。同じ工種の登録基幹技能者を配置できない場合は、工事成績評定点を減点する。
6. 提出された技術資料の内容は、土木工事共通仕様書や水道工事標準仕様書、電気・機械工事標準仕様書及び、施工管理基準等の標準的事項に優先するものとする。ただし、発注者が実施を認めない旨、工事打合せ簿により指示した内容は除く。
なお、技術資料の内容に基づく設計図書の変更は行わない。
7. 受注者は、提出した技術資料の内容について、施工計画書に明記するとともに、発注者に対して工事打合せ簿により履行計画の提出と履行実績の報告を行うこと。
なお、その資料の作成及び提出に要する費用は、受注者の負担とする。
8. 受注者の責により、提出された技術資料の内容が履行されなかった場合、受注者は、原則として再度の施工をしなければならない。ただし、再度の施工によってもその内容が満たされない場合、あるいは再度の施工が困難な場合又は合理的でない場合等については、発注者の指示による施工を行わなければならない。
本項目に該当がある場合、工事成績評定点を減点する。
9. この特記仕様書に疑義が生じた場合は、別途監督員と協議するものとする。

総合評価方式（簡易型）に係る特記仕様書

1. 本工事は、総合評価方式の簡易型により落札者を決定する工事である。
2. 受注者は、本工事の入札にあたり提出した技術資料「簡易な施工計画の技術的所見」の内容に基づき施工しなければならない。ただし、発注者が実施を認めない旨の指示をした内容は除く。
3. 受注者は、技術資料に記述した配置予定技術者を本工事の主任技術者（監理技術者）として配置しなければならない。ただし、やむを得ない事情（病気・怪我・退職・死亡等）がある場合は、その事情が証明できる資料を発注者に提出し、主任技術者（監理技術者）の変更をすることができる。
 その場合、変更後の主任技術者（監理技術者）は、提出した技術資料のうち「配置予定技術者の技術的能力」において評価した加算点の合計と、同点以上の評価となる技術者でなければならない。同点以上の評価となる技術者を配置できない場合は、工事成績評定点を減点する。
4. 「若手技術者の育成実績」の評価項目で評価された受注者は、技術資料に記述した配置予定技術者を本工事の主任技術者（監理技術者）として配置しなければならない。ただし、やむを得ない事情（病気・怪我・退職・死亡等）がある場合は、その事情が証明できる資料を発注者に提出し、主任技術者（監理技術者）の変更をすることができる。
 その場合、変更後の主任技術者（監理技術者）は、評価項目「若手技術者の育成実績」において評価した評価点と同点以上の評価となる技術者に変更することができる。同点以上の評価となる技術者を配置できない場合は、工事成績評定点を減点する。
5. 「登録基幹技能者の配置」の評価項目で評価された受注者は、技術資料に記述した登録基幹技能者の資格者を本工事に配置しなければならない。ただし、やむを得ない事情（下請業者の変更等）がある場合は、提出した技術資料と同じ工種の登録基幹技能者に変更することができる。同じ工種の登録基幹技能者を配置できない場合は、工事成績評定点を減点する。
6. 提出された技術資料の内容は、土木工事共通仕様書や水道工事標準仕様書、電気・機械工事標準仕様書及び、施工管理基準等の標準的事項に優先するものとする。ただし、発注者が実施を認めない旨、工事打合せ簿により指示した内容は除く。
 なお、技術資料の内容に基づく設計図書の変更は行わない。
7. 受注者は、提出した技術資料の内容について、施工計画書に明記するとともに、発注者に対して工事打合せ簿により履行計画の提出と履行実績の報告を行うこと。
 なお、その資料の作成及び提出に要する費用は、受注者の負担とする。
8. 受注者の責により、提出された技術資料の内容が履行されなかった場合、受注者は、原則として再度の施工をしなければならない。ただし、再度の施工によってもその内容が満たされない場合、あるいは再度の施工が困難な場合又は合理的でない場合等については、発注者の指示による施工を行わなければならない。
 本項目に該当がある場合、工事成績評定点を減点する。
9. この特記仕様書に疑義が生じた場合は、別途監督員と協議するものとする。

総合評価方式（特別簡易型（I））に係る特記仕様書

1. 本工事は、総合評価方式の特別簡易型(I)により落札者を決定する工事である。
2. 受注者は、本工事の入札にあたり提出した技術資料の内容に基づき施工をしなければならない。ただし、発注者が実施を認めない旨の指示をした内容は除く。
3. 受注者は、技術資料に記述した配置予定技術者を本工事の主任技術者（監理技術者）として配置しなければならない。ただし、やむを得ない事情（病気・怪我・退職・死亡等）がある場合は、その事情が証明できる資料を発注者に提出し、主任技術者（監理技術者）の変更をすることができる。
 その場合、変更後の主任技術者（監理技術者）は、提出した技術資料のうち「配置予定技術者の技術的能力」において評価した加算点の合計と、同点以上の評価となる技術者でなければならない。同点以上の評価となる技術者を配置できない場合は、工事成績評定点を減点する。
4. 「若手技術者の育成実績」の評価項目で評価された受注者は、技術資料に記述した配置予定技術者を本工事の主任技術者（監理技術者）として配置しなければならない。ただし、やむを得ない事情（病気・怪我・退職・死亡等）がある場合は、その事情が証明できる資料を発注者に提出し、主任技術者（監理技術者）の変更をすることができる。
 その場合、変更後の主任技術者（監理技術者）は、評価項目「若手技術者の育成実績」において評価した評価点と同点以上の評価となる技術者に変更することができる。同点以上の評価となる技術者を配置できない場合は、工事成績評定点を減点する。
5. 「登録基幹技能者の配置」の評価項目で評価された受注者は、技術資料に記述した登録基幹技能者の資格者を本工事に配置しなければならない。ただし、やむを得ない事情（下請業者の変更等）がある場合は、提出した技術資料と同じ工種の登録基幹技能者に変更することができる。同じ工種の登録基幹技能者を配置できない場合は、工事成績評定点を減点する。
6. この特記仕様書に疑義が生じた場合は、別途監督員と協議するものとする。

総合評価方式（特別簡易型（Ⅱ））に係る特記仕様書

1. 本工事は、総合評価方式の特別簡易型(Ⅱ)により落札者を決定する工事である。
2. 受注者は、本工事の入札にあたり提出した技術資料の内容に基づき施工をしなければならない。ただし、発注者が実施を認めない旨の指示をした内容は除く。
3. 受注者は、技術資料に記述した配置予定技術者を本工事の主任技術者（監理技術者）として配置しなければならない。ただし、やむを得ない事情（病気・怪我・退職・死亡等）がある場合は、その事情が証明できる資料を発注者に提出し、主任技術者（監理技術者）の変更をすることができる。
その場合、変更後の主任技術者（監理技術者）は、提出した技術資料のうち「配置予定技術者の技術的能力」において評価した加算点の合計と、同点以上の評価となる技術者でなければならない。同点以上の評価となる技術者を配置できない場合は、工事成績評定点を減点する。

総合評価方式に係る登録基幹技能者配置の履行確認に関する特記仕様書

本特記仕様書は、総合評価方式に係る評価項目「登録基幹技能者の配置」で評価された工事に適要するものとする。

1. 受注者は、該当事項を記載した別紙「登録基幹技能者配置表」を施工計画書に添付して監督員に提出するものとする。
2. 受注者は、登録基幹技能者（以下「技能者」という。）が従事する予定期間を記載した工程表を監督員に提出するとともに、従事期間確定後、工事打合せ簿で監督員に報告し、現場で従事していることの確認を求めることとする。
3. 受注者又は現場代理人は、監督員又は現場技術員が技能者の配置を確認する際には、その場に立会い、写真を撮影し後日提出するものとする。
4. 監督員又は現場技術員が、技能者の配置確認をする際に、登録基幹技能者講習修了証の確認が必要となるため、受注者は当該技能者に登録基幹技能者講習修了証を常備させること。
5. 技能者配置の履行が認められない場合は、「神奈川県企業庁における総合評価方式に関する運用ガイドライン〔建設工事編〕」の「6 技術資料の評価方法等(6) 技術資料の内容の履行に関する事項 ウ ペナルティーの設定（工事成績評定点の減点）」により、工事成績評定点の減点等を行う。
6. この特記仕様書に疑義が生じた場合は、別途監督員と協議するものとする。

登録基幹技能者配置表

工事名：

受注者：

	技能者名 注	配置する 工種名	資格者の 修了証番号	所属企業 名	備 考
登録〇〇基幹技能者					

	技能者名 注	配置する 工種名	資格者の 修了証番号	所属企業 名	備 考
登録〇〇基幹技能者					

	技能者名 注	配置する 工種名	資格者の 修了証番号	所属企業 名	備 考
登録〇〇基幹技能者					

注 技能者氏名欄には、技術資料に記述した登録基幹技能者の資格を記載してください。
ただし、やむを得ない事情（下請業者の変更等）がある場合は、監督員と協議してください。

神奈川企業庁建設工事に係る「総合評価方式」実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県企業庁が発注する建設工事において、地方自治法施行令第167条の10の2並びに公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条第2項、第12条及び第15条の規定に基づき、工事の品質確保を目的として価格と入札参加者の技術的能力を併せて評価して落札者を決定する「総合評価方式」による入札の執行にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 設計金額（税込み）が500万円以上の建設工事（政府調達協定対象建設工事は除く。）のうち、発注所属長（以下「所属長」という。）が、適当であると認めた工事を対象とする。

(用語の定義)

第3条 この要領における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 技術資料：価格以外の技術的要素を評価するために入札参加者に提出を求める資料で、別に定める「神奈川県企業庁における総合評価方式に関する運用ガイドライン〔建設工事編〕（以下「ガイドライン」という。）」に規定する「自己評価点申請書」及び「配置予定技術者一覧表」のほか、提出様式及び添付資料を指す。
- (2) 評価値：落札候補者を決定するために算出する値をいい、技術評価点を入札価格（税抜き）で除して得た値に100万を乗じた値とする。
- (3) 技術評価点：標準点と評価点計の合計をいう。
- (4) 標準点：技術資料の審査で失格とならない者に付与される点をいい、100点とする。
- (5) 評価点：「ガイドライン」に定める評価項目ごとに評価基準に基づき付与される点をいう。
- (6) 品質確保保証価格：予定価格（税抜き）に品質確保保証価格率（％）を乗じて得た金額（但し、1円未満は切り捨てる。）をいう。
- (7) 品質確保保証価格率（％）：最低制限価格率（％）算出の具体式と同じ式を用いて求める率をいい、小数点以下第1位を切り上げて整数とする。
- (8) 失格基準価格：品質確保保証価格（税抜き）に95％を乗じて得た金額（但し、1円未満は切り捨てる。）をいい、この金額未満の入札をした者は失格とする。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 所属長は、「総合評価方式」による入札の執行にあたって、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項並びに同施行規則第12条の4の規定に基づき、落札者決定基準を定めようとするとき、又は落札候補者を決定しようとするとき（当該落札者決定基準に基づいて落札候補者を決定しようとするときに改めて意見を聴取する必要があるとの意見が述べられた場合に限る。）は、2人以上の学識経験者の意見を聴取しなければならない。

2 所属長は、技術資料を評価しようとするときは、必要に応じて2人以上の学識経験者の意見を聴取することができる。

- 3 前2項に定める学識経験者からの意見聴取は、計画課が行うこととする。但し、至急その他特別の事情がある場合にあっては、これに代えて電子メールによる意見聴取ができるものとする。

(技術資料の提出)

第5条 所属長は、「ガイドライン」に基づき、入札参加者に対し、技術資料の提出を求めるとする。

- 2 所属長は、提出された技術資料の審査にあたって、必要に応じて当該入札参加者に対し、ヒアリングを実施できるものとする。

(評価値の算出及び落札候補者の決定)

第6条 所属長は、提出された技術資料について「ガイドライン」に基づき評価を行い、予定価格以下、失格基準価格以上で入札した者の評価値を算出する。

- 2 評価値の算出において、入札価格が品質確保保証価格未満の入札者に対しては、入札価格を品質確保保証価格に置き換えて算出する。
- 3 評価値の最も高い者を落札候補者に決定するが、その者の入札価格が、品質確保保証価格に99%を乗じて得た金額（但し、1円未満は切り捨てる。）未満から失格基準価格以上の範囲にある場合は、第7条に規定する契約内容の履行に関する調査を行う。
- 4 評価値の最も高い者が複数となった場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。
- 5 品質確保保証価格は評価値算出上の価格であって、契約金額とするものではない。（契約金額は、その者の入札価格（入札書に記載された金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額とする。）
- 6 技術提案及び技術提案に係る施工計画、簡易な施工計画の技術的所見を評価する場合は、次の者を構成委員とする（仮称）総合評価審査委員会において、審査・評価を行うこととし、事務局は、計画課において行う。

- | | | |
|-------|---------|---------------|
| ・水道部長 | ・利水電気部長 | ・計画課長 |
| ・利水課長 | ・水道施設課長 | ・発電課長 |
| ・浄水課長 | ・会計課副課長 | ・工事発注所属課長又は技幹 |

(契約内容の履行に関する調査)

第7条 前条第1項、第2項、第4項及び第3条第1項の規定により決定した評価値の最も高い者の入札価格が、品質確保保証価格に99%を乗じて得た金額（但し、1円未満は切り捨てる。）未満から失格基準価格以上の範囲にある場合は、その入札を行った者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かに関する調査を実施し、調査の結果、契約内容に適合した履行がされると認められたときは、落札候補者とする。

- 2 前項の調査は、当該入札価格によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを具体的に判断するため、所属長は、その入札を行った者に次の各号の資料提出を求め、事情聴取のほか、提出資料の記載内容について調査を行うものとする。

- (1) 当該入札価格で施工可能な理由（様式－1）
- (2) 品質確保の体制に関する事項（品質管理計画書）（様式－2）
- (3) 安全衛生管理の体制に関する事項（点検計画）（様式－3）

(4) その他必要に応じて所属長が定める事項

- 3 前項の資料提出に代えて「契約内容の履行に関する調査資料等の提出に代わる申出書（様式－4）」を提出した場合は、その者の入札は無効とする。
- 4 調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められない場合は、次に評価値の高い者について、第6条及び前3項の規定により落札候補者を決定する。

（落札者の決定）

第8条 所属長は、第6条及び第4条第1項の規定により決定した落札候補者について、競争参加資格要件を満たしていること及び提出された内訳書の内容に不備が無いことを確認できれば、落札者に決定する。

- 2 前項の確認の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないとき、又は提出された内訳書に不備がある場合は、その者の入札を無効とし、次に評価値の高い者を落札候補者とし、前項の確認を行う。

（技術資料の作成費用）

第9条 技術資料の作成及び提出に要する一切の費用は、入札参加者の負担とする。

（入札の方法）

第10条 この要領に基づく「総合評価方式」による入札の執行をする場合は、電子入札システムによる条件付き一般競争入札で執行するものとする。なお、技術資料については、当面は、電子入札システムによらず、持参又は送付により提出を求めることとする。

（その他）

第11条 この要領に定める事項の他、総合評価方式の実施に関して必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

本要領は、令和5年4月1日から適用する。